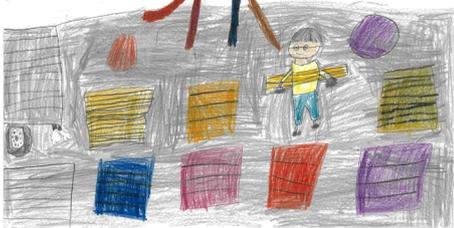


越前町こども計画

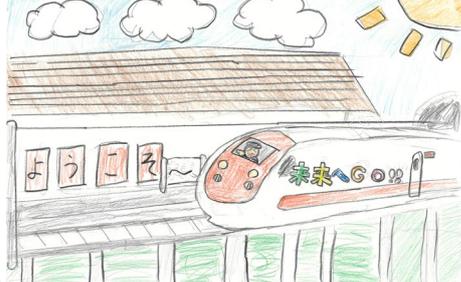
ゆぐを作る人になりたい



「ちやらにいえほしをも、てかえ、てきたい」



越前町の未来へいこうぜ!!!



みんなかやさしいえち前町に
したいです。



バスケットが
うまくなりたいです。



ごあいさつ



越前町では、「子ども・子育て支援法」の施行に合わせ、～みんなで子どもとともに育つ『あたたかいまち』～を基本理念に掲げ、第1期及び第2期越前町子ども・子育て支援事業計画を策定し、推進してきました。

この間、「子ども・子育て支援新制度」が社会に根付く一方、家庭における子育ての状況や子育てに対する意識が大きく変化しています。

令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

こうした動きを鑑み、本町では新たに「越前町こども計画」を策定し、切れ目のない子ども・子育て支援の充実を図り、『こどもと共にしあわせを感じる「育ち合い（愛）のまち』』を基本理念に、こども施策の推進に取り組むことといたしました。

この計画を通じて、一人一人のこども・若者が幸せを感じ、健やかに成長することができるウェルビーイングな社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆さま、並びに貴重なご意見、ご提言をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆さまに深くお礼申し上げます。

令和7年3月

越前町長 高田 浩樹

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	
2. 位置づけ	
3. 計画期間	
第2章 こどもと子育てを取り巻く現状	5
1. 少子高齢社会の現状	
2. 子育て支援の現状	
3. 施策の評価と課題	
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	
2. 基本目標と施策の体系	
第4章 施策の展開	33
1. こども・若者の自己実現に向けた支援体制づくり	
基本施策Ⅰ こども・若者の権利、意見の尊重	
基本施策Ⅱ 結婚と結婚後の安定した生活の支援	
2. 安心してこどもを産み育てられる支援体制づくり	
基本施策Ⅰ こどもの健康の保持増進	
基本施策Ⅱ 子育て支援の充実	
基本施策Ⅲ こどもが学び健やかに成長するための教育の充実	
3. 子育て世帯等が快適に暮らせるまちづくり	
基本施策Ⅰ 安心して生活できる環境の整備	
基本施策Ⅱ こどもの安全を守るための取組の推進	
4. 全てのこども・若者等の自立支援体制づくり	
基本施策Ⅰ 支援を必要とするこども・若者の心身の健全な育ちへの支援	
基本施策Ⅱ こども・若者や子育て世帯の社会的自立に向けた支援	
第5章 子ども・子育て支援事業計画	53
1. 教育・保育の提供について	
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供について	
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
第6章 計画の推進に向けて	73
1. 庁内の推進体制	
2. 関係機関や地域との連携	
3. 計画の進行管理	
参考資料	77
1. 策定経緯	
2. 越前町子ども・子育て会議条例	
3. 委員名簿	

福井県越前町に、
遊園地がほしいです。



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 位置づけ
3. 計画期間

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の急速な進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

令和4年6月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「子ども基本法」が成立(令和5年4月1日施行)しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約※の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。併せて、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有した新たな行政機関として子ども家庭庁が発足し、子どもの最善の利益を第一に考え、常に子どもの視点に立った政策を推進しています。

令和5年12月に策定された「子ども大綱」では、全ての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。また、子ども基本法には市町村は子ども大綱を勘案して市町村子ども計画を定めるよう努めるものとされています。

越前町においては、平成27年3月に「越前町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してきましたが、令和6年度で終期を迎えます。

本計画は、第二期越前町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた施策と、子ども基本法に基づき、子ども大綱を勘案した子ども・若者や子育て当事者に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「越前町子ども計画」として策定します。

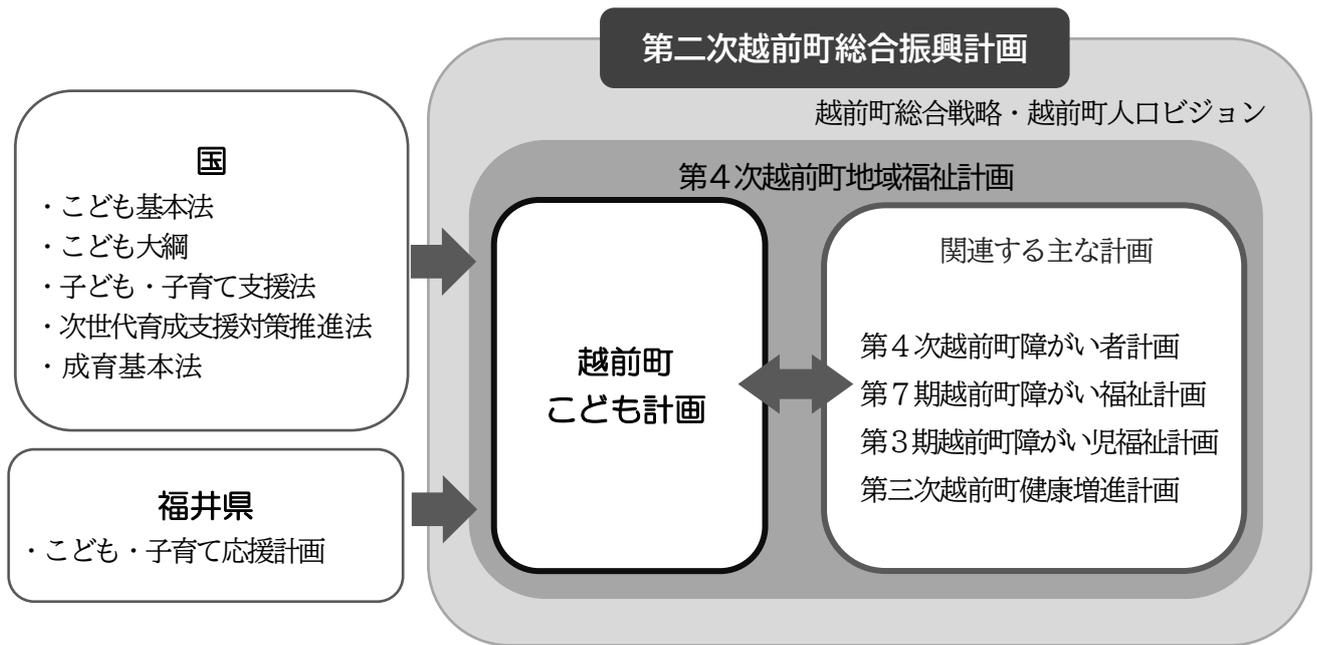
※「児童の権利に関する条約」は、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択され、我が国は、平成2年9月21日にこの条約に署名し、平成6年4月22日に批准を行った。この条約は、世界の多くの児童(児童については18歳未満のすべての者と定義)が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものである。

2. 位置づけ

本計画は「子ども基本法」第10条に規定する「市町村子ども計画」として位置づけ、その他の法令等に基づく以下の計画を内包する計画とします。

- ・「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・「次世代育成対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」
- ・「成育基本法」に基づく「成育医療等基本方針」を踏まえた「母子保健計画」

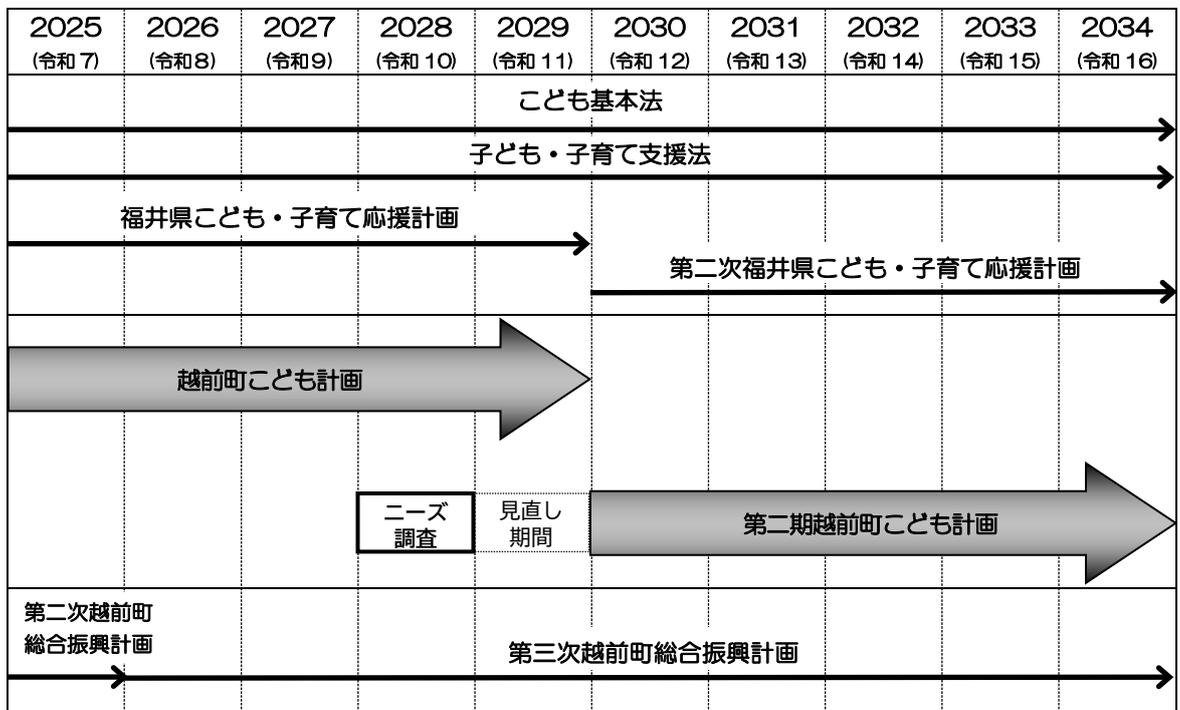
また、これまでの本町の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「第二次越前町総合振興計画後期基本計画」(令和3年策定)を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図りながら策定します。



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間中においても、社会情勢の変化や多様なニーズへの対応等のため、必要に応じて計画の見直しを行います。



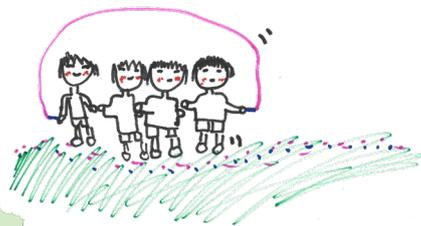
じいさんがおきなへいお
な町えち前町にしたいです。



がんばれ!
越前町!



みんながえがおでわらっている町にしよう。



第2章 こどもと子育てを取り巻く現状

1. 少子高齢社会の現状
2. 子育て支援の現状
3. 施策の評価と課題

第2章 こどもと子育てを取り巻く現状

1. 少子高齢社会の現状

(1) 我が国の少子化の現状

我が国の令和4年の出生数は77万759人で、統計を開始した明治32年以来、最少の数字となり、80万人を割りました。第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）には約210万人でしたが、その後減少を続け、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少しています。

合計特殊出生率^{*}の推移をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下し、平成17年には1.26まで落ち込み、その後、平成27年には1.45まで回復したものの、令和4年には1.26と過去最低となりました。

年少人口（0～14歳）は、出生数の減少により、第2次世界大戦後、減少傾向が続き、平成9年には高齢者人口（65歳以上）よりも少なくなりました。令和5年に年少人口は1,417万人（総人口に占める割合は11.4%）であるのに対し、高齢者人口は3,623万人（同29.1%）となっており、ますます少子高齢化が進行しています。

さらに、令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位推計結果によると、総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%となります。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

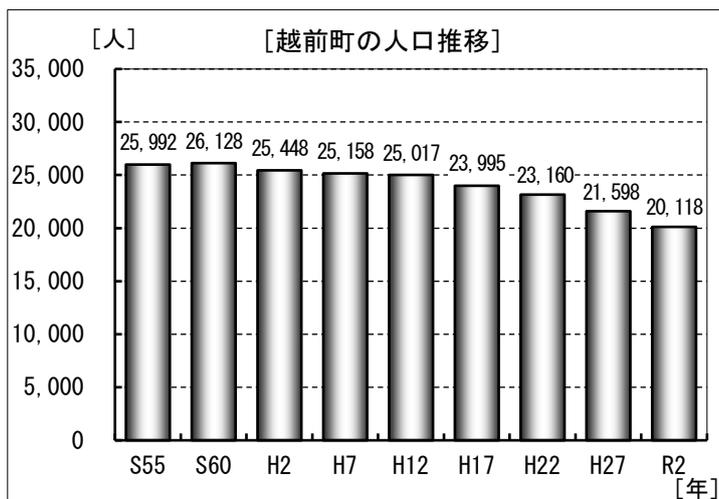
政府においては、「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」の提言を受け、少子化社会対策会議を経て平成27年3月20日に新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定しました。平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月1日から施行されました。さらに、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの「子ども・子育て支援法」の改正を行い、平成28年4月に施行されました。

^{*}合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを産むと仮定したときのこども数に相当する。

(2) 越前町における少子高齢社会の実態

①人口の推移

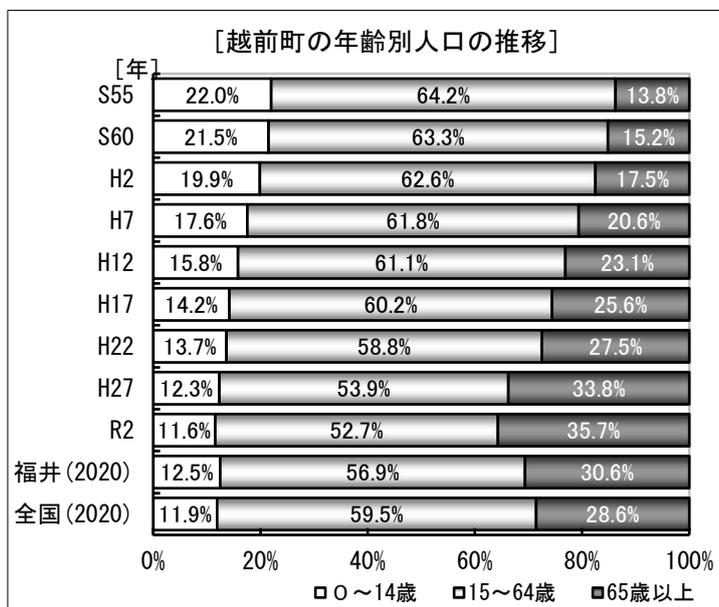
越前町全体でみた総人口は、昭和60年の26,128人をピークとして徐々に減少し、令和2年時点で20,118人となっています。



資料：国勢調査

越前町全体の年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）は、昭和50年から減少傾向にあり、平成2年に、20%を下回って令和2年には11.6%まで減少しています。

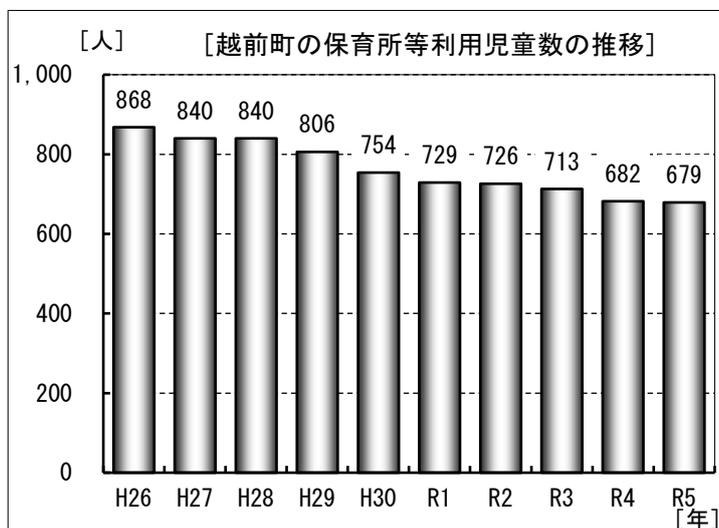
逆に、高齢者人口（65歳以上）は、昭和50年には12.4%でしたが、令和2年には35.7%にまで増加しています。



資料：国勢調査

保育所及び認定こども園数は令和元年時点で、朝日地区に4箇所、宮崎地区に3箇所、越前地区に2箇所、織田地区に3箇所となっています。

保育所等の利用児童数についてみると、平成26年以降減少傾向が続いており、令和4年には700人を割り込み、令和5年は679人となっています。

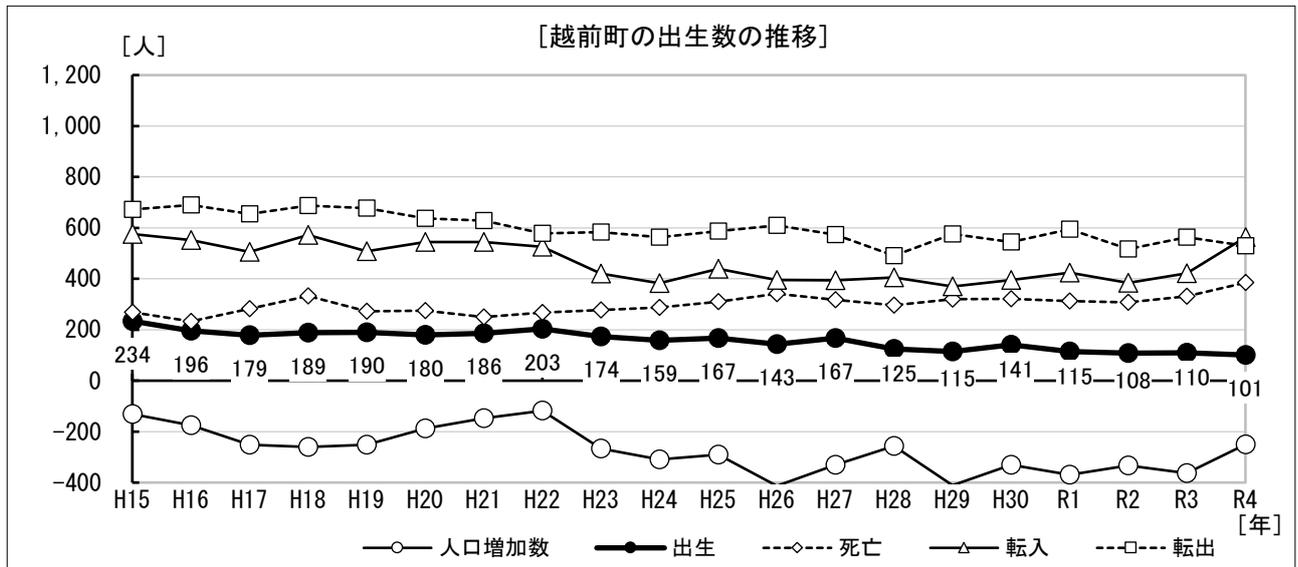


資料：子ども未来課 各年10月1日時点

出生数についてみると、平成15年以降は減少傾向にあり、近年は120人前後で推移していましたが、令和4年では101人まで減少しています。

平成16年までは出生数と死亡数はほぼ同数となっていました。近年は死亡数が出生数を上回っています。

社会動態についてみると、転出が転入を上回る状態が続いていましたが、令和4年は転入が転出を上回りました。



資料：福井県の推計人口

平成26年度から令和5年度までの9年間で、小学校児童数は288人(23.9%)、中学校生徒数は68人(10.8%)減少しています。

● 表1 小学校児童の推移(単位:人) ●

年度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
朝日小学校	464	477	453	452	446	429	413	382	371	362
常磐小学校	37	35	29	28	22	15	16	15	13	15
糸生小学校	67	66	59	61	63	68	68	64	70	65
宮崎小学校	199	195	188	203	211	212	213	196	187	169
四ヶ浦小学校	110	104	104	101	99	89	74	74	70	71
城崎小学校	93	87	82	78	86	78	76	73	69	64
織田小学校	165	164	162	155	148	136	134	123	124	118
萩野小学校	69	66	63	67	67	69	62	62	55	52
合計	1,204	1,194	1,140	1,145	1,142	1,096	1,056	989	959	916

資料：学校教育課

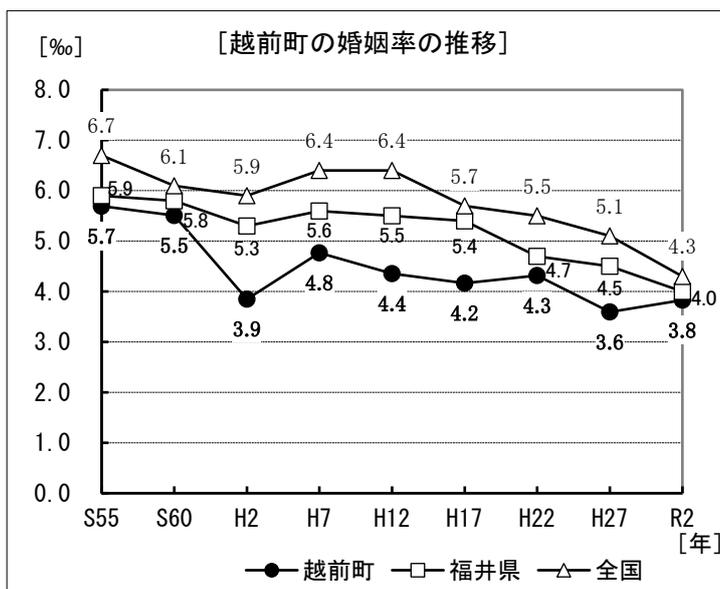
● 表2 中学校生徒の推移（単位：人） ●

年度	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)
朝日中学校	286	275	297	293	286	279	275	292	269	264
宮崎中学校	114	117	116	103	95	87	87	95	96	117
越前中学校	103	103	111	96	72	71	77	89	86	81
織田中学校	126	122	120	113	106	111	114	112	105	99
合計	629	617	644	605	559	548	553	588	556	561

資料：学校教育課

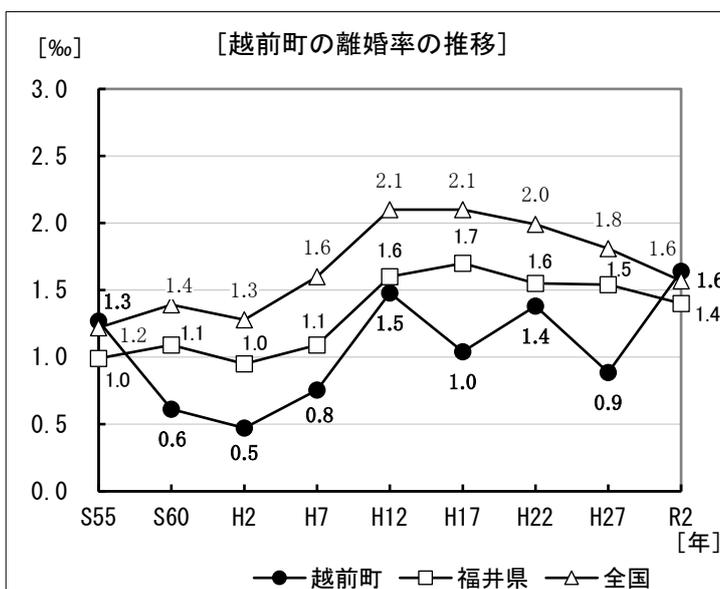
②婚姻率と離婚率

婚姻率（人口千人あたり婚姻件数）についてみると、全国、福井県、越前町全体が減少傾向にあります。越前町は平成2年からは県値や全国値より低い水準でしたが、令和2年には3.8%で県値や全国値と大差ない水準となっています。



資料：丹南健康福祉センター「衛生統計」

離婚率（人口千人あたり離婚件数）についてみると、昭和55年では全国値より多い水準になっていましたが、平成2年に0.5%まで減少して平成12年には1.5%まで増加しました。令和2年は1.6%と全国値と同じ水準となっています。



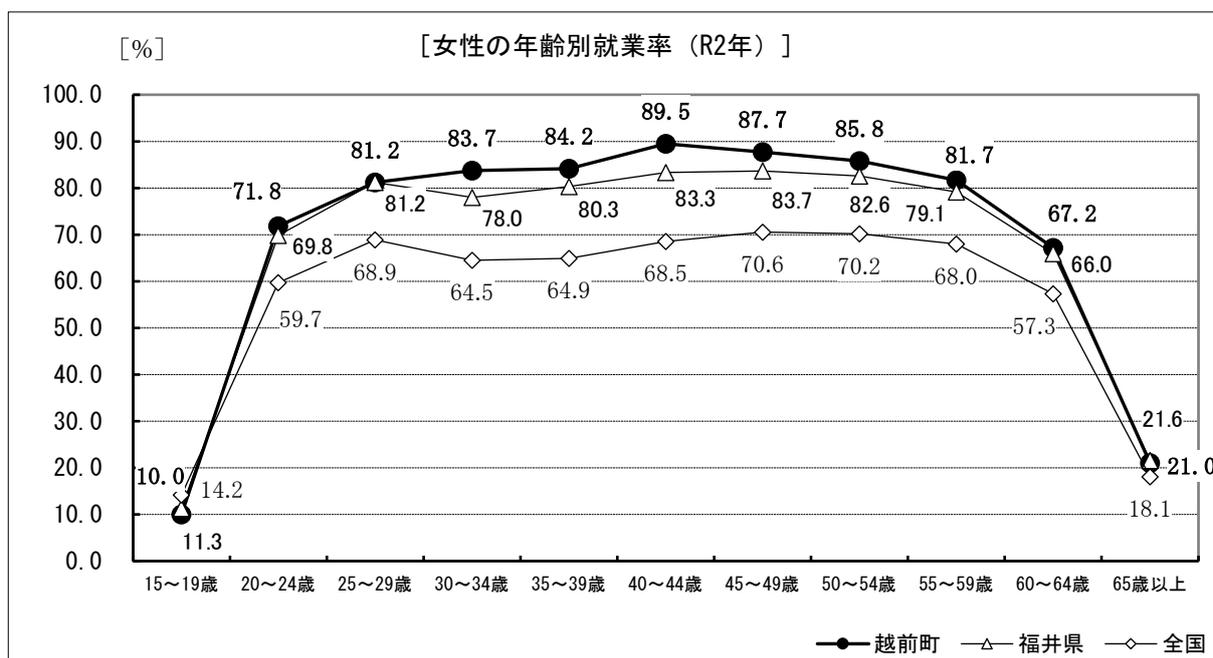
資料：丹南健康福祉センター「衛生統計」

③女性の年齢別就業率

福井県及び全国の傾向は、【30～34歳】で出産や育児等の要因による就業率の落ち込みがみられ、【45～49歳】でピークを迎え、それ以上の年齢においては年齢に比例して就業率が低下しています。

町全体の女性の年齢別就業率（令和2年）は、福井県及び全国とは異なり、【30～34歳】での出産や育児等の要因による就業率の低下はみられず、就業率のピークは【40～44歳】で89.5%となっています。

町と全国の年齢別就業率を比較すると、全体的に町の水準が高く【30～34歳】から差が大きくなっています。町の女性年齢別就業率は【25～29歳】から【55～59歳】まで80%を超えており、非常に高くなっています。



資料：国勢調査

2. 子育て支援の現状

町内では次表のような子育て支援を実施しています。

● 表3 保育サービスの状況（2024年10月1日現在） ●

保育所名	定員 (人)	通常保育		延長保育		その他のサービス				
		有 無	時間	有 無	時間	一時 預かり	休日 保育	障がい 児保育	病後児 保育	子育て 支援C
あさひ保育所	180	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
朝日西保育所	60	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
朝日南保育所	45	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
認定こども園 あさがお保育園	70	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
宮崎中央保育所	100	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
小曾原保育所	60	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
陶の谷保育所	30	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	×	○	×	×
四ヶ浦こども園	65	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	○	○	×	○
西徳寺保育園	45	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×
織田保育所	50	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	×	○	×	×
はぎのこども園	65	○	7:00~18:00	○	~18:30	○	×	○	×	○
たいら保育園	51	○	7:00~18:00	○	~19:00	○	×	○	×	×

資料：子ども未来課

● 表4 子育て支援センターの状況 ●

名 称	開設年月	場 所	備 考
朝日子育て支援センター	平成 15. 4	気比庄 57-205（朝日地区）	・朝日児童センター内
宮崎子育て支援センター	平成 14. 4	江波 76-5-1（宮崎地区）	・宮崎児童館内
越前子育て支援センター	平成 11. 5	梅浦60-15-3（越前地区）	・四ヶ浦こども園2階
織田子育て支援センター	平成 17. 4	織田 109-55（織田地区）	・織田児童館内
はぎの子育て支援センター	平成 11. 4	細野 73-2（織田地区）	・はぎのこども園隣接

資料：子育て世代包括支援センター

● 表5 子育て支援センター利用者数の推移（単位：人） ●

	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
朝日地区	2,716	2,536	2,788	1,509	2,390
宮崎地区	896	548	544	639	1,303
越前地区	406	224	262	170	450
織田地区	2,583	2,586	3,267	2,918	2,993
合計	6,601	5,894	6,861	5,236	7,136

資料：子育て世代包括支援センター

● 表6 児童館の状況 ●

名 称	開設年月	場 所	備 考
朝日児童センター	昭和 43. 4	気比庄 57-205 (朝日地区)	・放課後児童クラブ平成 28 年 4 月より併設
宮崎児童館	昭和 60. 4	江波 76-5-1 (宮崎地区)	・放課後児童クラブ併設
越前北部児童館	平成 8. 4	梅浦 60-15 (越前地区)	・越前町地域福祉センター内
越前中部児童館	平成 16. 12	道口 9-41 (越前地区)	・越前温泉道の湯 2 階
織田児童館	昭和 58. 4	織田 109-55 (織田地区)	・平成 31 年 4 月より現在の場所に 新築移転

資料：子ども未来課

● 表7 児童館利用者数の推移 (単位：人) ●

年度	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)
朝日地区	9,499	10,684	545	690	839	762	179	411	614	1,797
宮崎地区	8,736	10,915	3,100	3,648	2,288	2,882	1,458	2,051	1,555	2,731
越前地区	8,783	7,188	8,969	7,922	7,205	5,815	4,283	5,565	5,180	5,684
織田地区	7,012	7,000	8,561	6,300	6,600	2,879	365	1,164	629	550
合計	34,030	35,787	21,175	18,560	16,932	12,338	6,285	9,191	7,978	10,762

※平成 28 年度以降児童クラブ利用者を除く

資料：子ども未来課

● 表8 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業) の状況 ●

名 称	開設 年度	延べ利用者数 (単位：人)					活動場所
		2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	
朝日児童クラブ	2002	15,295	10,995	11,970	11,425	10,408	朝日児童センター(朝日地区)
宮崎児童クラブ	2001	6,745	3,227	4,438	5,035	5,652	宮崎児童館(宮崎地区)
城崎南保育所児童クラブ	2002	977	333	748	1,211	1,538	城崎南保育所(越前地区)
はぎの児童クラブ	2002	7,668	3,545	5,048	4,373	3,796	萩野生活改善センター (織田地区)
織田児童クラブ	2005	4,850	4,343	4,523	4,361	3,382	織田保育所(織田地区)
糸生児童クラブ	2007	2,375	2,069	2,517	3,728	3,638	生涯学習センター糸生分館内 (朝日地区)
越前北部児童クラブ		453	387	186	212	378	越前北部児童館(越前地区) 長期休業中のみ
越前中部児童クラブ		946	399	421	443	507	西徳寺保育園(越前地区) 長期休業中のみ
合 計		39,309	25,298	29,851	30,788	29,299	

● 表9 児童虐待相談件数の推移（単位：件） ●

内 容	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	合 計
身体的虐待	3	0	3	4	3	13
ネグレクト	0	0	0	0	2	2
性的虐待	0	0	0	0	0	0
心理的虐待	3	14	11	10	9	47
合 計	6	14	14	14	14	62

資料：子ども未来課

● 表10 虐待以外の相談件数の推移（単位：件） ●

内 容	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	合 計
子育てに関する相談	1	3	18	5	9	36
経済的問題に関する相談	4	0	0	2	1	7
不登校に関する相談	4	1	1	5	4	15
こどもの障がいに関する相談	0	1	1	0	0	2
保護者の疾病に関する相談	0	1	3	0	2	6
その他	1	3	1	0	1	6
合 計	10	9	24	12	17	72

資料：子ども未来課

● 表11 障がい児保育等の利用者数の推移（単位：人） ●

年 度	障がい児保育	ふれあい保育	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所訪問支援	合 計
2019年(令和元年)	9	16	7	42	0	74
2020年(令和2年)	6	20	15	47	2	90
2021年(令和3年)	1	10	8	49	4	72
2022年(令和4年)	3	35	5	49	3	95
2023年(令和5年)	6	34	7	46	2	95
合 計	25	115	42	233	11	426

資料：子ども未来課、障がい生活課 各年10月1日時点

※障がい児保育：保育を要する重度の障がいのあることに対し、集団保育の中で必要な個別のケアを行う保育。

ふれあい保育：保育を要する中軽度の障がいのあることに対し、集団保育の中で健全な社会性の成長発達を支援し、適切な支援を行う保育。

児童発達支援：小学校に入る前の障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能を身につけたり、集団生活への適切な支援を行うこと。

放課後等デイサービス：障がいのある学齢期の子どもが学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

保育所訪問支援：保育所を既に利用している、又は今後利用する予定の子どもが、保育所等における集団生活でよりよく過ごすことができるよう、専門職員が保育所等に訪問して行う支援。

3. 施策の評価と課題

(1) 地域における子育て支援

【評価と課題】

- 個別事業の「子育て情報誌の作成」については令和4年度に作成し、目標が達成されています。
- 「放課後子ども教室の充実」は、受入環境の変化や児童数の減少により開催回数や参加者とも減少し、目標を達成できていません。参加者を増やすために、開催場所や教室の内容等について検討が必要です。
- 「子育てについて気軽に相談できる人がいる割合」は目標を達成できていないため、取組の見直しが必要です。
- ◆ニーズ調査では、「不安や負担を感じる」が就学前児童の保護者で半数を、小学生の保護者も4割近くを占めており、その内容としては「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」の割合が高くなっているため、対策が必要です。
- ◆就学前児童・小学生の保護者とも「子育てに関する相談相手」は「祖父母等の親族」や「友人や知人」、就学前児童では「保育所、幼稚園の先生」が6割から8割を超え、それ以外への回答を大きく引き離しています。自由意見では身近な相談先や交流が求められているため、子育て家庭が地域で交流できる場や機会を確保することが必要です。
- ◆安心してこどもを産み育てるための地域での取組については、就学前児童・小学生の保護者とも「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が順に高く、自由意見でもこども同士とともに、保護者が交流できる場や機会が求められています。

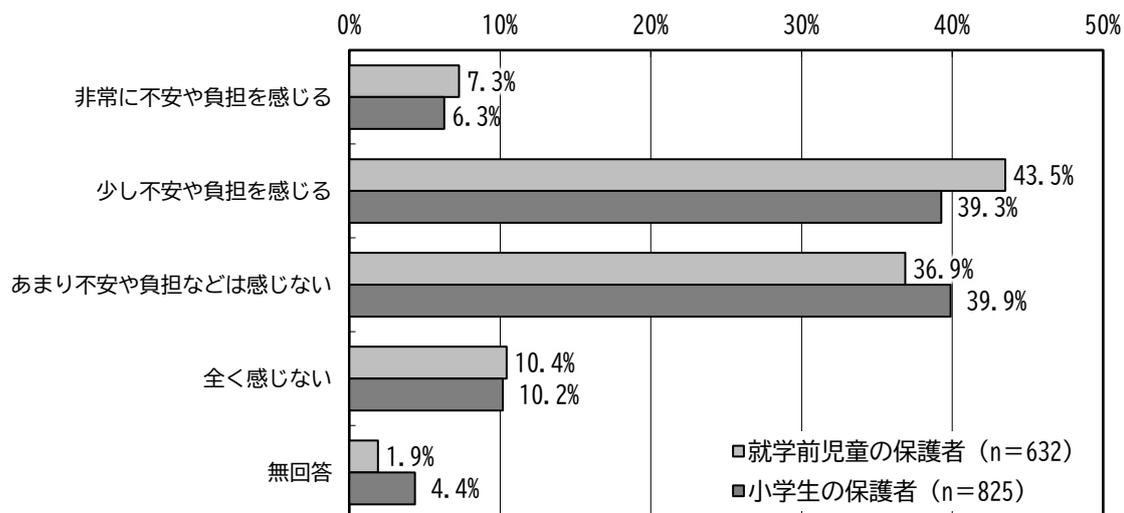
「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

【施策・事業等】

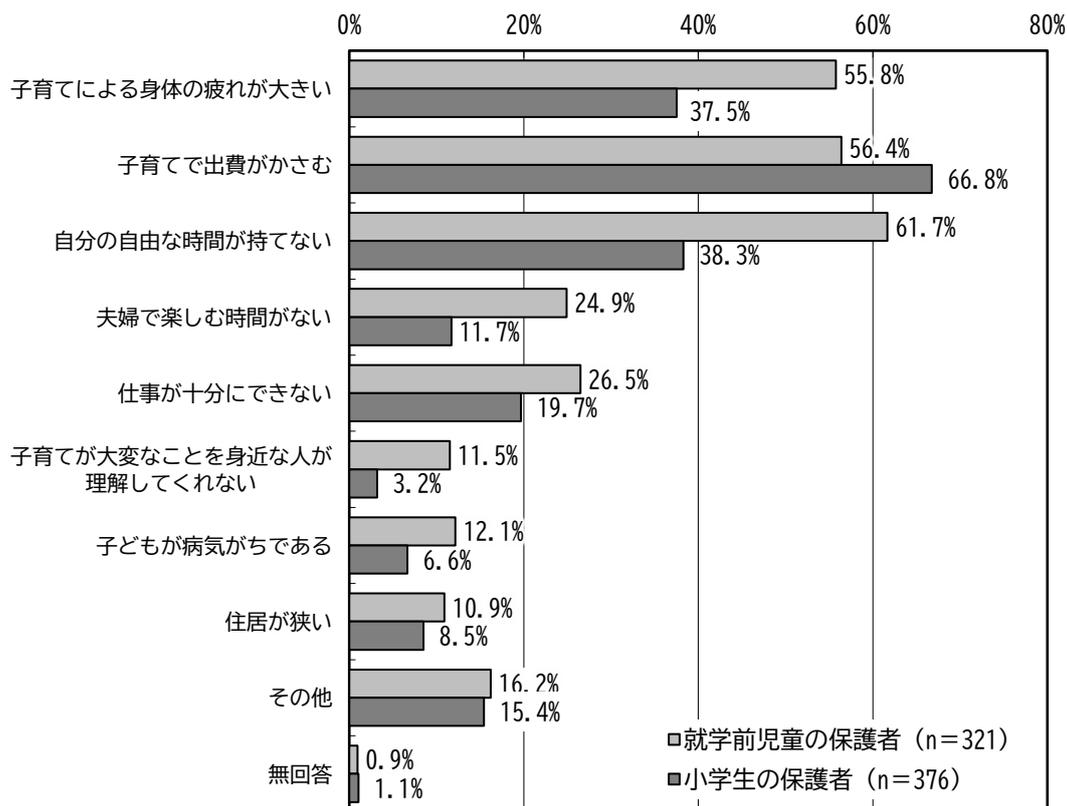
施策・事業名	実績						目標 2020~2024年度 (令和2~6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
子育て情報誌の作成	2017年 2,000部				1,000部 改訂		3年毎に 改修・増刷	子ども 未来課
放課後子ども教室の充実	334回開催 4,074人参加	293回 3,576人	109回 954人	140回 1,576人	90回 1,086人	74回 1,187人	年320回開催 4,000人参加	生涯学習課

評価指標	実績値 2018年度 (平成30年度)	実績値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2023年度 (令和5年度)	評価データ
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	就学前児童保護者 93.9% 小学校児童保護者 87.7%	就学前児童保護者 96.5% 小学校児童保護者 86.3%	就学前児童保護者 100.0% 小学校児童保護者 100.0%	就学前児童保護者用・ 小学校児童保護者用 ニーズ調査

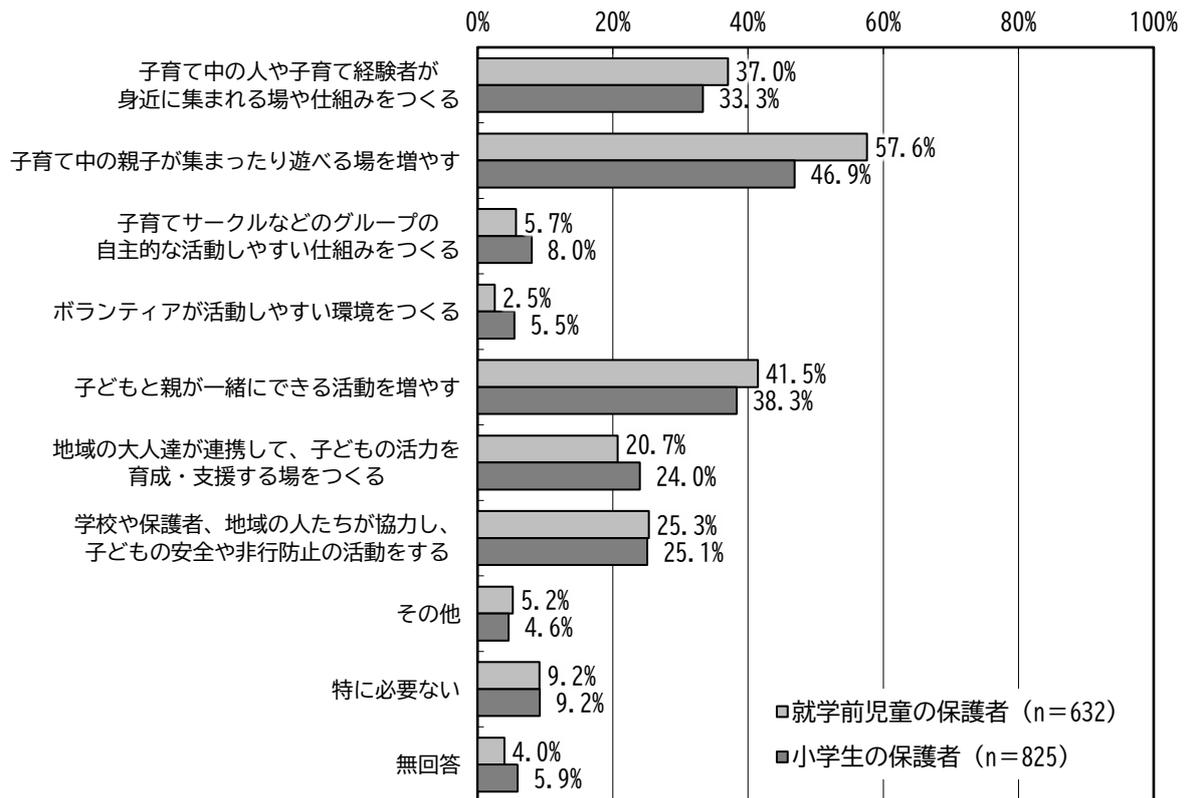
【令和5年度 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果】



子育てに関しての不安感や負担感



子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること



安心して子どもを産み育てるための地域での取り組みについて

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【評価と課題】

○個別事業の「子育て世代包括支援センターの整備」と「1歳6か月児健診」は目標を達成しています。

○「5歳児健診」「マタニティスクールの開催」「3歳児健診」は目標を達成できていません。「マタニティスクールの開催」については、妊婦の参加率の目標は達成できませんでしたが、参加者の8割は夫婦での参加です。産院等では実施しにくい日曜日開催の継続など、開催日や事業の周知方法について検討し、評価指標の見直しも必要です。「5歳児健診」と「3歳児健診」については未受診者には通知や電話で受診勧奨をしています。受診できなかった理由を把握しながら、確実な受診へつないでいく必要があります。

◆ニーズ調査の自由意見では、町内での小児医療体制の充実を求める意見がみられます。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 2020～2024年度 (令和2～6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
子育て世代包括支援センターの整備	妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援の実施	継続	継続	継続	継続	継続	継続実施	子育て世代包括支援センター
マタニティスクールの開催(貧血予防食教室等を含む)	年3回開催 31人参加	36人 5回	22人 12.8%	23人 13.5%	20人 12%	15人 9%	妊婦の参加率 30%	子育て世代包括支援センター
1歳6か月児健診	117人 受診率 99.2%	123人 96.9%	146人 99.3%	98人 99.0%	113人 99.1%	126人 100%	受診率 100%	子育て世代包括支援センター
3歳児健診	114人 受診率 97.4%	116人 98.3%	158人 98.8%	138人 99.3%	120人 100%	120人 99.2%	受診率 100%	子育て世代包括支援センター
5歳児健診	—	139人 98.6%	144人 98.6%	132人 97.0%	139人 99.2%	136人 97.8%	受診率 100%	子育て世代包括支援センター

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【評価と課題】

- 個別事業の「赤ちゃん抱っこ体験教室等の乳幼児とのふれあいの場づくり」はコロナ禍で実施できないこともありましたが、目標を達成しています。
- 「国際交流招聘・派遣事業」は目標を達成しています。
- 「国際交流のつどい 異文化理解講座」と「家庭教育に関するセミナーの開催」は、コロナ禍であったこともあり、目標を達成できていません。また、目的に合った外国人講師の確保と事業の実施方法について検討が必要です。
- 「家庭教育に関するセミナーの開催」は、参加者が減少しているため、セミナーの内容について保護者や祖父母の関心の高いものにするなど検討が必要です。
- ◆ニーズ調査で越前町の子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、小学生の保護者は「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」が最も高く、学校教育環境が重要になっています。
- ◆自由意見では、こども同士のトラブルやメディア教育に関する意見がみられ、習い事の充実や個性を伸ばせる教育環境が求められています。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 2020~2024年度 (令和2~6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
国際交流招聘・派遣事業	中・高校生の招聘及び派遣 アメリカ、オーストラリア (隔年)	(米国) 招聘: 8人 派遣中止	(豪州) 招聘: 8人 派遣中止	(豪州) 36人 オンライン交流	(豪州) 43人 オンライン交流	(米国) 招聘: 8人 派遣: 8人	継続実施	生涯学習課 各中学校 丹生高校
国際交流のつどい 異文化理解講座	年4回開催	2回開催 (つどい) 中止 (異文化) 40人	(つどい) 中止 (異文化) 中止	(つどい) 中止 (異文化) 中止	1回開催 (つどい) 50人 (異文化) 中止	2回開催 (つどい) 50人 (異文化) 49人	年4回開催	生涯学習課
赤ちゃん抱っこ 体験教室等の乳 幼児とのふれあ いの場づくり	全中学校	中止	中止	中止	中止	全中学校	全中学校	学校教育課 各中学校
家庭教育に関する セミナーの開催	年4回開催 338人参加	2回 48人	3回 70人	3回 34人	1回 13人	2回 54人	年4回開催 300人参加	生涯学習課

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

【評価と課題】

○個別事業については、目標を達成しています。

◆自由意見では、公園などが少なく、屋内外で子どもが安全に遊べる場所の整備が求められています。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 2020～2024年度 (令和2～6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
未就学児が日常的に集団で行動する経路の交通安全の確保	—	全保育所等で実施	全保育所等で実施	全保育所等で実施	全保育所等で実施	全保育所等で実施	全保育所等で実施	子ども未来課 各保育所等
危険箇所地図の作成	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	学校教育課 各小学校

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【評価と課題】

- 個別事業の「えちぜん男女共同参画のつどいの開催」と「企業への啓発活動」、「若者出会い応援交流事業」は目標を達成しています。
- 「縁結び講演会」はコロナ禍であったこともあり、目標を達成できていません。また、出会いの機会創出や新婚世帯への経済的支援に注力するため、令和6年度より事業を終了しています。
- 「育児休業制度を利用した割合」について「父親」は達成できましたが、「母親」は目標を達成していません。
- 全国での令和5年度の育児休業取得率は、女性が87.6%、男性が37.9%となっているため、更なる取組が必要です（資料：厚生労働省 雇用均等基本調査）。
- ◆ニーズ調査で「母親が育児休業を取得していない場合の理由」として「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」と続いていることから、子育てと仕事を両立できる環境づくりが必要になっています。
- ◆「父親が育児休業を取得していない場合の理由」として「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」と続いていることから、子育てと仕事を両立できる環境づくりとともに、経済的支援が必要になっています。
- ◆職場復帰時の短時間勤務制度の利用については母親が44.2%、父親が4.3%となっており、制度の利用が平成30年度調査結果と比べると増えていることから、今後も制度の広報活動とともに、利用しやすい環境づくりが必要です。

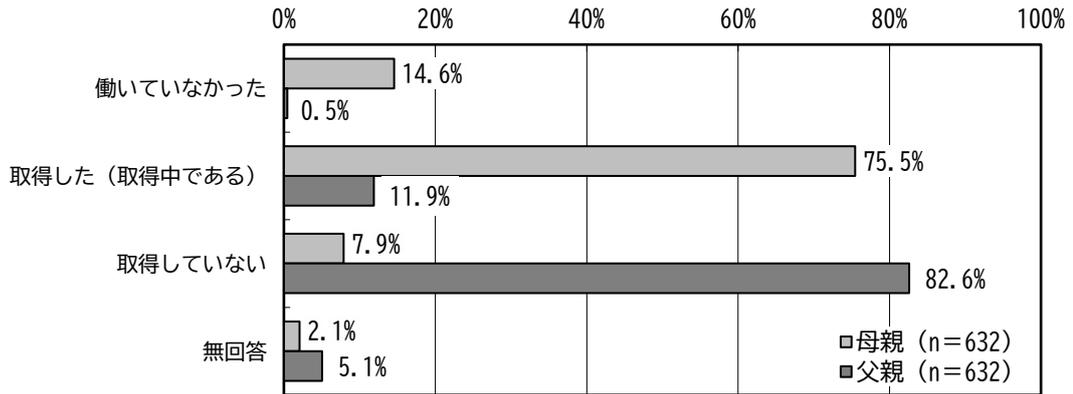
「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

【施策・事業等】

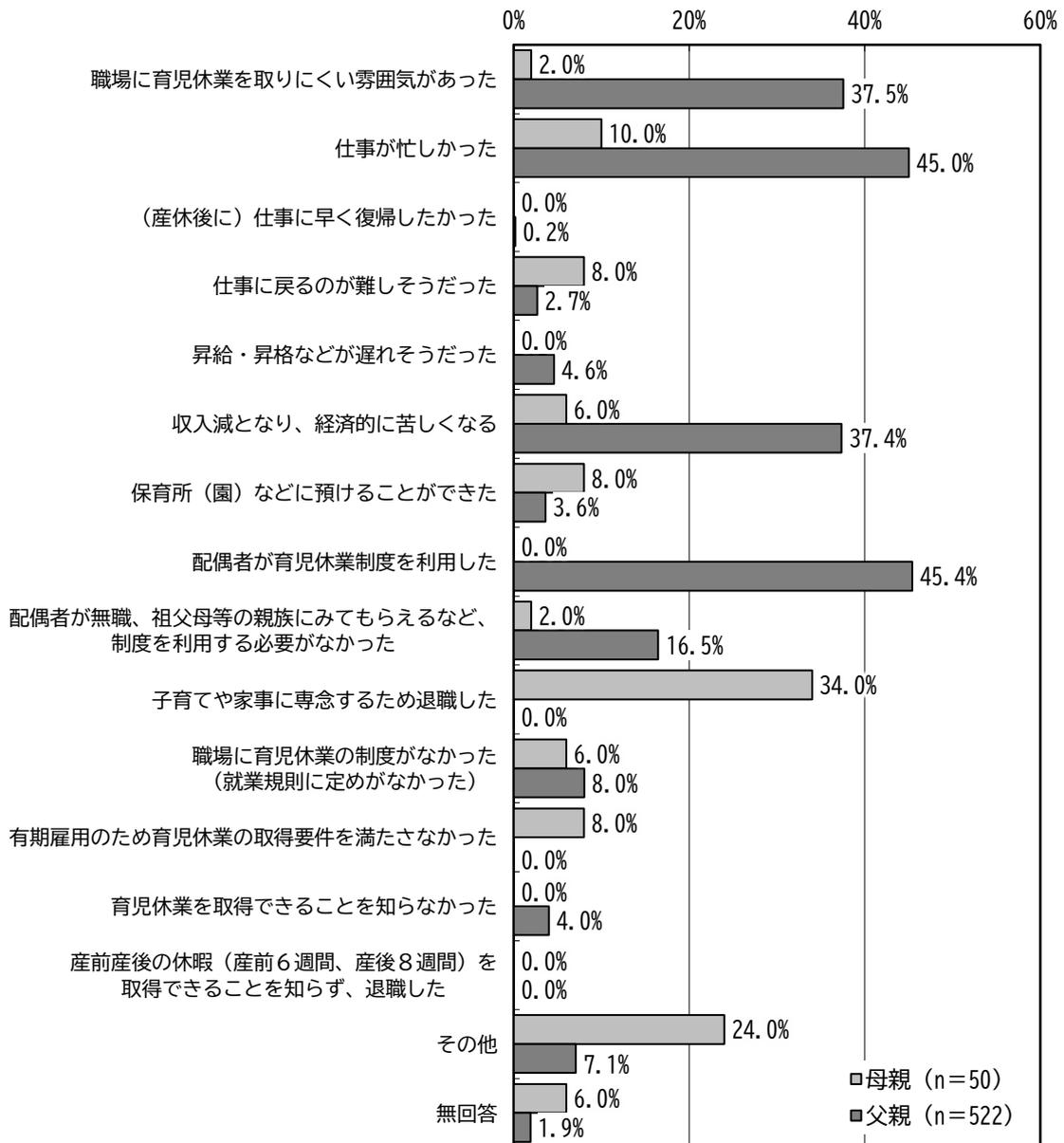
施策・事業名	実績						目標 2020~2024年度 (令和2~6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
えちぜん男女共同参画のつどいの開催	年1回開催	年1回	中止	中止	年1回	年1回	年1回開催	総務課
企業への啓発活動	育児休業等に関するハンドブック等の掲示	広報誌、町ホームページへの掲載	広報誌、町ホームページへの掲載	広報誌、町ホームページへの掲載	広報誌、町ホームページへの掲載	広報誌、町ホームページへの掲載	広報誌、町ホームページへの掲載	商工観光課
若者出会い応援交流事業	団体へ補助1件	2件	0件	0件	0件	1件	年1回以上	子ども未来課
縁結び講演会	年1回以上	1回	2回	中止	1回	0回	年1回以上	子ども未来課

評価指標	実績値 2018年度 (平成30年度)	実績値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2023年度 (令和5年度)	評価データ
育児休業制度を利用した割合(家庭)	母親 59.4% 父親 3.6%	母親 75.5% 父親 11.9%	母親 80.0% 父親 5.0%	就学前児童保護者用 ニーズ調査

【令和5年度 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果】



育児休業の取得状況



育児休業を取得していない理由

(6) 子どもの安全の確保

【評価と課題】

- 個別事業の「チャイルドシート購入補助事業」は目標を達成しています。
- 「子ども 110 番の家の設置活動」は目標を達成できていません。
- 「子どもの事故 傷者数」は、実績値の提示ができないため評価指標として見直しが必要です。
- ◆ニーズ調査の自由意見では、全国で子どもが巻き込まれる犯罪や事故が報道されているため、子どもに安全な環境づくりが求められています。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 2020～2024年度 (令和2～6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
チャイルドシート 購入補助事業	79件	68件	48件	66件	60件	50件	継続実施	子育て世代 包括支援 センター
子ども 110 番の家 の設置活動	延べ 277 軒 (海の子声掛け 110 番を含む)	277 軒	277 軒	277 軒	277 軒	201 軒	延べ 300 軒 (海の子声掛け 110 番を含む)	防災安全課 生涯学習課

(7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【評価と課題】

○個別事業については、目標を達成しています。

◆ニーズ調査ではこどもに対して必要以上の厳しきで接していると思う事について、「あった」(よくある(あった))と「時々ある(あった)」の合計が就学前児童の保護者は6割近く、小学生の保護者は6割を超えるため、対応が必要になっています。

◆自身がこどもを虐待したり、周りで起きた虐待を発見したときの通告先や、子育て・親子関係に関する相談先について「知らない」が就学前児童・小学生の保護者とも3割近くを占めていることから、認知度を上げるための取組が必要です。

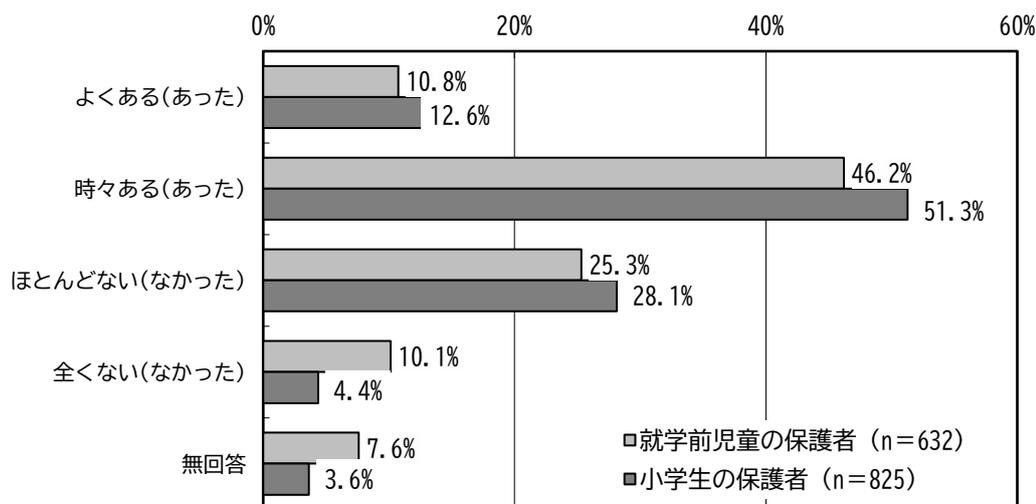
◆自由意見では、障がいを持つこどもも障がいを持たないこどもも楽しく過ごせる場所が求められています。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

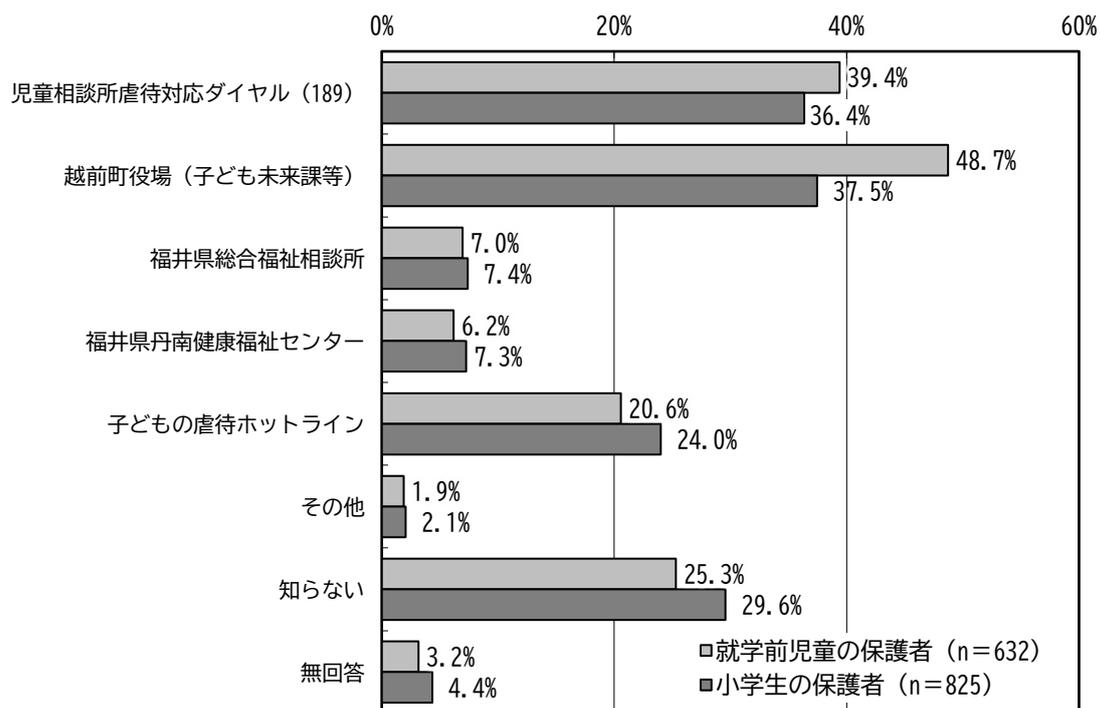
【施策・事業等】

施策・事業名	実績						目標 2020~2024年度 (令和2~6年度)	関係機関等
	現状 2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
児童発達支援センターの設置	-	放課後等 デイサー ビス	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス ショート ステイ 保育所等 訪問支援	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス ショート ステイ 保育所等 訪問支援	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス ショート ステイ 保育所等 訪問支援	児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス ショート ステイ 保育所等 訪問支援	児童発達支援 放課後等デイ サービス ショートステ イ 保育所等訪問支 援	障がい 生活課
要保護児童対策地域協議会の開催	年1回開催 代表者会議：年1回開催 実務者会議：年6回開催 個別ケース検討会：随時	実施	実施	実施	実施	実施	継続実施	子ども 未来課
母子家庭等医療費の支給	実施中 471人 (町独自で所得要件を緩和)	450人	441人	435人	389人	364人	継続実施	子ども 未来課
ひとり親家庭の病児、病後児保育利用料の軽減	-	-	実施	実施	実施	実施	継続実施	子ども 未来課

【令和5年度 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果】



こどもに対して必要以上の厳しさで接していると思う事



虐待等に関する相談先の認知

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

この計画は、急速な少子化の進行や、家庭、地域を取り巻く環境が変化する中においても、一人一人の子ども・若者が幸せを感じ、健やかに成長することができるウェルビーイングな社会の実現を目的としたものです。

全ての子ども・若者は、自立した個人であり、権利の主体であるため、社会の中においても安心して意見や思いを述べ、社会参加できる機会や自己選択・決定できる環境を持てるよう取り組むとともに、越前町の自然や歴史を大切にしながら、未来を切り拓く強さややさしさ、豊かな心を持つよう地域と協働して支援します。子育て家庭については、保護者が時間や心にゆとりを持って子どもを育ていけるよう、企業、地域、行政が一体となって支えていきます。そして、子育てに関わることで町民自らも成長し（共育）、育ち合うまちになることを目指します。

子どもと共にしあわせを感じる

「育ち合い（愛）のまち」



2. 基本目標と施策の体系

(1) 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように設定します。

基本目標1 こども・若者の自己実現に向けた支援体制づくり

基本施策Ⅰ こども・若者の権利、意見の尊重

こどもがひとりの人として認められ、愛されているという安心感を持てるよう、家庭だけでなく、学校や地域が一体となってこどもたちを育てていきます。こども・若者を権利の主体と捉え、自らの意見を表明し、社会に参画する機会やこども・若者の視点に立った安心できる居場所づくりを進めます。

基本施策Ⅱ 結婚と結婚後の安定した生活の支援

出会いから結婚までの支援と、結婚後の生活を支援し、本町への定住を推進します。また、ワークライフバランスに向けた啓発活動や、環境づくりを進め、総合的な少子化対策に取り組みます。

基本目標2 安心してこどもを産み育てられる支援体制づくり

基本施策Ⅰ こどもの健康の保持増進

妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期、成人期において、心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取組を推進していきます。

基本施策Ⅱ 子育て支援の充実

安心して、心にゆとりを持ちながらこどもと向き合い、子育てに取り組んでいけるよう、子育てにかかる心身の負担や経済的な負担を軽減し、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。

基本施策Ⅲ こどもが学び健やかに成長するための教育の充実

食の大切さやこどもを産み育てること、人を思いやり、互いを認め合うことの大切さを理解できるこどもへと成長していけるよう、こどもが地域と交流しながら学ぶ環境づくりや、こどもの健全な成長を育む環境づくりを進めます。

基本目標3 子育て世帯等が快適に暮らせるまちづくり

基本施策Ⅰ 安心して生活できる環境の整備

子どもたちが安心して日常生活が送られるよう、子どもの目線から生活空間を見つめ直し、安全な道路環境や遊び場などの整備を進めます。

基本施策Ⅱ こどもの安全を守るための取組の推進

次代を担うこどもの生命を守るために、地域の人々や行政、関係機関が一体となって、こどもを事故や犯罪から守る取組を進めます。

基本目標4 全てのこども・若者等の自立支援体制づくり

基本施策Ⅰ 支援を必要とするこども・若者の心身の健全な育ちへの支援

深刻な社会問題となっている児童虐待については、未然の防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい児施策の充実、支援が必要なこども・若者や家庭へのきめ細かな支援に地域全体で取り組む体制の整備に努めます。

基本施策Ⅱ こども・若者や子育て世帯の社会的自立に向けた支援

支援を必要としているこども・若者や子育て家庭の把握に努め、課題解決や状況改善に向けて関係機関と連携・協働しながら、社会的自立のために必要な援助を行います。

(2) 施策の体系

■基本目標 1	
こども・若者の自己実現に向けた支援体制づくり	
基本施策Ⅰ	【主な取組】
こども・若者の権利、意見の尊重	(1) こども・若者の意見聴取の推進 (2) 学校や地域における人権教育の推進 (3) こども・若者の居場所づくり (4) 青少年の健全育成 (5) 地域住民や高齢者との交流の推進
基本施策Ⅱ	【主な取組】
結婚と結婚後の安定した生活の支援	(1) 結婚支援、新生活支援、定住促進 (2) ワークライフバランスの推進 (3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
■基本目標 2	
安心してこどもを産み育てられる支援体制づくり	
基本施策Ⅰ	【主な取組】
こどもの健康の保持増進	(1) 妊産婦・乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 小児医療の充実
基本施策Ⅱ	【主な取組】
子育て支援の充実	(1) 妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 子育てにかかる負担軽減
基本施策Ⅲ	【主な取組】
こどもが学び健やかに成長するための教育の充実	(1) 食育の推進 (2) 次代の親の育成 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
■基本目標 3	
子育て世帯等が快適に暮らせるまちづくり	
基本施策Ⅰ	【主な取組】
安心して生活できる環境の整備	(1) 良好な居住環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 子育てを応援する交通手段の確保 (4) 子育てにやさしい施設環境の整備 (5) 安全・安心なこどもの遊び場の整備
基本施策Ⅱ	【主な取組】
こどもの安全を守るための取組の推進	(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
■基本目標 4	
全てのこども・若者等の自立支援体制づくり	
基本施策Ⅰ	【主な取組】
支援を必要とするこども・若者の心身の健全な育ちへの支援	(1) 児童虐待防止の啓発、ヤングケアラー等支援 (2) 不登校のこどもへの支援 (3) 特別に支援を必要とするこども・若者の支援
基本施策Ⅱ	【主な取組】
こども・若者や子育て世帯の社会的自立に向けた支援	(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (2) 生活困窮家庭の支援

ぐすみのこに
こうえんにつれこつ
ほい。



えちぜんちゅうのみんながな
かよして、楽しくしたいです。



空がとべるところが
あったらいいと思い
ました。(きぶんだけ)



笑顔あふれる町



第4章 施策の展開

1. こども・若者の自己実現に向けた支援体制づくり
 - 基本施策Ⅰ こども・若者の権利、意見の尊重
 - 基本施策Ⅱ 結婚と結婚後の安定した生活の支援
2. 安心してこどもを産み育てられる支援体制づくり
 - 基本施策Ⅰ こどもの健康の保持増進
 - 基本施策Ⅱ 子育て支援の充実
 - 基本施策Ⅲ こどもが学び健やかに成長するための教育の充実
3. 子育て世帯等が快適に暮らせるまちづくり
 - 基本施策Ⅰ 安心して生活できる環境の整備
 - 基本施策Ⅱ こどもの安全を守るための取組の推進
4. 全てのこども・若者等の自立支援体制づくり
 - 基本施策Ⅰ 支援を必要とするこども・若者の心身の健全な育ちへの支援
 - 基本施策Ⅱ こども・若者や子育て世帯の社会的自立に向けた支援

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の自己実現に向けた支援体制づくり

【現況と課題】

こども・若者を自己選択・自己決定・自己実現する権利の主体として認識し、その最善の利益を図ることが重要です。また、こども・若者や子育て当事者が関係する施策にはその意見を反映していくことが求められていることから、様々な場面で意見を表明する機会を確保することが必要です。

本町では、こども・若者や子育て当事者に関連する計画策定において、その意見を聴取し、計画に反映することとしています。また、若者グループの自主企画・立案による活動を支援するとともに、小中学校では、児童生徒の意思を尊重し、反映した学校行事や特別活動を重ねることで、他者と協働しながら、社会的な活動に、主体的に参画する姿勢を育成しています。

学校・家庭・地域での人権教育を継続的に推進し、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる、明るく住みよいまちづくりに向けて取り組むとともに、こども・若者が権利の主体であるという理解が進むよう啓発が必要です。

こどもは遊びを通して友達をつくったり、社会のルールを学んだりしながら、段階的に成長・発達するため、こどもたちの交流の場、居場所をしっかりと確保し、健全な育成を図ることが重要です。様々なニーズや特性を持つこども・若者たちのために、幅広い種類の居場所を確保し、それぞれの場が、居場所として安全に安心して過ごすことができるよう努めます。

保育所等や小中学校では、お年寄りと共に取り組み、交流する事業を実施していますが、中学生や高校生が地域活動に参加する機会が少なくなっています。今後の人生に向けて、社会に対応できる力や地域への愛着を育んでいくことが大切です。

結婚支援については、出会いから結婚まで段階に応じて必要な支援を行い、地域全体で結婚を応援する仕組みづくりが必要です。また、若者や子育て世帯の定住促進に向けた住宅支援やU I ターン者などへの支援については、情報の提供や継続的な取組が必要です。

男女共に仕事と育児・介護を両立できるよう意識啓発に努め、育児・介護休業の取得や、職場復帰がしやすい環境の整備、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けられる環境整備が求められます。

仕事を持つ保護者の子育てを支援するためには、働きやすい職場づくりとともに、地域において利用できるサービスの充実が求められます。

【具体的な施策・事業】

基本施策Ⅰ こども・若者の権利、意見の尊重

(1) こども・若者の意見聴取の推進

総合振興計画や、地域公共交通計画、子ども・子育て支援事業計画等のこども・若者や子育て当事者に関連する計画策定等のほか、様々な場面において、こども・若者が意見を表明できる機会づくりを推進し、それぞれの施策や活動に反映していけるよう努めます。また、自主的な活動や協力者と共に取り組む活動につなげ、こども・若者の社会参画を応援します。

企画振興課、子ども未来課

地域コミュニティでは、若者グループ自らの意見により企画・立案した地域課題に対応する取組や、地域全体でこどもを育てることを目的とした取組、こどものチャレンジ意欲や好奇心を育むための体験活動などを支援します。

地域コミュニティ

魅力ある学校づくり事業の基本方針である「児童生徒の声に耳を傾けた学校づくり」への取組を継続し、児童生徒によるより良い学校づくりへの主体的な参加を通して、共感的な人間関係を築き、自己肯定感や自己有用感を育みます。

学校教育課

児童センターや児童館では、こどもたち自身がイベント等の企画・運営に主体的に携わる機会を設けることで、こどもの視点や意見を反映した自発的活動を支援します。

子ども未来課

(2) 学校や地域における人権教育の推進

保育所等を対象に、生命の尊さや相手を思いやるやさしい心を育むことを目的に、花を協力して育てる「人権の花運動」を実施するとともに、小学校においては、友達を思いやる心や命の大切さを学ぶ機会として、人権かるたとりや絵本の読み聞かせなどの「人権教室」を実施します。さらに、「人権作文・ポスターの作品展示」などを通じて、こども・若者の一人一人が権利を持った主体であることを啓発していきます。

住民環境課

人権教育は学校教育の一部門や領域ではなく、全ての教育活動を通じて行われるべきものです。そのため、全ての学校において全体計画を作成し、組織的な指導を推進します。また、児童生徒・教職員の人権感覚を養い、自他を認め、互いに助け合う心情を育むとともに、人権教育の推進について家庭や地域の理解と協力が得られるように、啓発活動の充実を図ります。

学校教育課

次代を担う小・中学生を対象に男女共同参画講座（気づき事業）を実施します。また、地域においても出前講座を実施し、お互いを思いやる大切さを認識するとともに男女共同参画社会について学ぶ機会を提供します。

総務課

(3) こども・若者の居場所づくり

子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブなど、こどもや親子が安心して過ごすことのできる場を提供します。また、図書館においては、心の成長に役立つ読書・学習を支援し、誰もが気軽に利用できる安全な場を提供します。

子ども未来課、子育て世代包括支援センター、町立図書館

地域コミュニティでは、若者が気軽に交流できる場を提供し、若者移住促進プロジェクトチームには、移住定住の促進や地域活性化のための自らの企画と活動の機会を提供し、地域との交流を深め、満足感や達成感を感じとれるよう支援します。

地域コミュニティ、定住促進課

スポーツ少年団や地域総合型スポーツクラブ「えちぜんスポーツクラブ」についても、こどもや若者の居場所のひとつとなるよう、安全で快適なスポーツ施設の整備に取り組みます。

スポーツ振興課

放課後子ども教室については、住民の協力を得ながら地域の特性を活かし、こどもの興味や能力に応じたプログラムを設定するとともに、こどもが参加しやすい場所と開催方法について検討を進めます。

生涯学習課

(4) 青少年の健全育成

学校や児童館等の社会資源については、安心して過ごすことができる活動拠点として、放課後や週末、夏休み期間等の長期休業中において、安全な環境を整備しながら活用していきます。

子ども未来課、学校教育課

中学生や高校生の健全な育成を図るため、地域と連携して美化活動等を推進し、社会性や人間性、ふるさとを愛するやさしい心を育てていきます。

学校教育課

スポーツを通じて心身を鍛え、協調性や創造力を磨く青少年健全育成を目的としたスポーツ少年団活動を支援します。また、えちぜんスポーツクラブにおいて、こどもから大人が気軽に参加できる多様なスポーツ活動を提供し、地域住民が相互交流できる機会を創出することで、こどもや若者の健やかな成長を支援していきます。

スポーツ振興課

(5) 地域住民や高齢者との交流の推進

こどもたちが地域と関わりを持つ機会を積極的に確保するよう努め、保護者、地域住民、高齢者との世代間交流を推進します。また、住民の誰もが、こどもをひとりの人間としてやさしく、時に厳しく、愛情を持って育て、見守り、関わっていくよう地域全体でこどもを育む意識づくりに取り組みます。

子ども未来課、学校教育課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025～2029年度 (令和7～11年度)	関係機関等
継続	放課後子ども教室の充実	年74回開催 1,187人参加	年100回開催 1,500人参加	生涯学習課

基本施策Ⅱ 結婚と結婚後の安定した生活の支援

(1) 結婚支援、新生活支援、定住促進

仕事をはじめとした日常生活の忙しさに追われ、出会いの場が少ない未婚の男女を対象に縁結びイベントを開催し、交流の機会を提供します。また、若い世代の結婚への気運醸成を図るため、新生活のスタートに必要な経済的支援を行います。また、若者や子育て世帯の住宅取得、新築、改修等の実施のほか、UIターン者や就学に要した奨学金返還に対する経済的支援を行うとともに、転入者や移住希望者等への住まい・定住・子育て支援制度等の情報提供に努めます。

子ども未来課、定住促進課

(2) ワークライフバランスの推進

仕事と生活の調和の実現のためには、働きながら育児ができる職場環境づくりや社会全体で多様な働き方への理解が必要なことから、国、県、関係団体等との連携を図りながら労働者、事業者、町民等の意識改革のための広報・啓発活動を積極的に推進します。また、働きやすい職場環境づくりのために、育児休業制度や次世代育成支援対策推進法等の関係法制度について事業者や労働者が理解を深めることができるよう啓発活動を進めます。

特に、福井県が取り組んでいる働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援する「社員ファースト企業」や女性の採用・育成・登用など、女性活躍推進に積極的に取り組む企業を支援する「ふくい女性活躍推進企業」等の制度紹介や啓発活動を行います。

商工観光課

「男女共同参画のつどい」の開催などを通じて、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指して啓発活動を行います。

総務課

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

出産や子育て等のために離職した女性に対して、講座、個別相談を実施し、女性の再就職・転職を支援します。

商工観光課

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、「赤ちゃん訪問」などあらゆる機会をとらえて情報提供や相談支援等を行います。また、通勤時間等に配慮した保育サービスの提供や放課後児童クラブ、一時的なこどもの預かりなど、多様な働き方に対応できる子育て支援を展開し、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した教育・保育等の量の見込みを基に、各種サービスを提供します。

子ども未来課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025~2029年度 (令和7~11年度)	関係機関等
継続	えちぜん男女共同参画の つどいの開催	年1回	年1回	総務課
継続	企業への啓発活動	広報誌、町ホームページ への掲載	広報誌、町ホームページ への掲載	商工観光課
継続	結婚新生活支援事業・早婚 夫婦支援事業	若い世代の新婚夫婦に対 する経済的支援の実施	継続実施	子ども未来課
見直 し	縁結びイベント開催事業	年1回	年1回以上	子ども未来課
継続	女性再就職・転職相談会	年1回	年1回	商工観光課

【評価指標】

評価指標	実績値 2023年度 (令和5年度)	目標 2028年度 (令和10年度)	関係機関等
育児休業制度を利用した割合	母親 75.5% 父親 11.9%	母親 90.0% 父親 30.0%	就学前児童保護者用 ニーズ調査



基本目標 2 安心してこどもを産み育てられる支援体制づくり

【現況と課題】

本町では、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、サポートが必要な妊産婦に対しては、不安やストレスの軽減、虐待の早期発見のための切れ目のない顔の見える個別支援を重視した関わりを大切にしています。

妊産婦の疾病予防や健康増進のための取組として実施している各種教室については、内容の充実や周知方法の検討が必要になっています。また、幼児の健康においては、令和4年度の3歳児健診時の虫歯のある子の率が18.3%で県内1位であったため、対応が必要です。

家庭内の食習慣の乱れがこどもの食生活に影響を与えることから、こども・若者の生活習慣病の予防対策に向けて、家族全体で食生活を見直せるように支援していくことが必要です。

こどもたちには自分たちの命の一つとして同じものがなく、かけがえのない存在であることを気づかせ、自分を大切にす気持ちや育むことが重要です。さらに、全ての命は受け継がれ、互いに支えあっていることを伝えることも大切です。

安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となる小児救急医療体制については保護者の希望にかなった体制づくりとともに、適正受診の知識を広めていくことが必要です。

近年、核家族の子育て家庭が増え、地域社会とのつながりが希薄になっていることから、こどもの健やかな成長の基本となる家庭環境づくりが大切です。子育て家庭が孤立しないよう、保護者同士の交流の場や情報を入手しやすい環境づくりが必要です。

働く保護者が多いため、保護者の病気や用事、心身の負担軽減のためのリフレッシュなどに対応する取組の充実が望まれます。また、妊娠を希望する者から子育て中の保護者まで、経済的な面においても負担軽減につながる取組が必要です。

保育所や小中学校の給食については、地場産物を豊富に取り入れ、食文化を伝える給食を提供しています。安全で体に良い食べ物を選べる力を身につけることができるよう、継続的に食育を推進していくことが大切です。

各小中学校におけるあらゆる教育活動を通して、自他の個性を尊重する心、他者を思いやる心等の育成に取り組んでいます。全ての中学校の家庭科、道徳の授業などで、こどもを産み育てることの意義、こどもや家庭の大切さについて学ぶ機会を設けています。

こどもたちがふるさとへの誇りや愛着を育むための地域住民との交流や、国際性を身につけるための外国人との交流、子育て家庭の家庭教育に関する取組など地域においても、学びの機会の提供が求められます。

青少年の非行を未然に防止するため、町補導委員による定期的な巡回や地区のイベント(祭り)時には啓発活動を実施しています。今後も、地域全体でこどもを見守る意識づくりとともに、関係機関と連携した総合的な非行防止対策が必要です。

現在の生活環境においては、様々なメディアを通して、性や暴力に関する過激な情報が多く、こどもたちの健全育成に悪影響を及ぼす恐れがあります。さらに、SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)の急速な普及で、こどもの利用者も大幅に増え、SNSを使った犯罪被害に巻き込まれるようになっていきます。

【具体的な施策・事業】

基本施策Ⅰ こどもの健康の保持増進

(1) 妊産婦・乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援

「こども家庭センター」*の設置により、母子の健康の保持増進に関する支援を保健師等の専門スタッフが包括的に実施します。

マタニティスクールや育児教室を通して、妊産婦自らが疾病の予防及び健康増進に取り組めるよう支援するとともに、母子保健法に基づき、妊産婦健診の助成及び1か月児、4か月児、10か月児に乳児健診を行います。また、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に集団健診で幼児健診を行い、妊娠・出産期及び乳幼児期における疾病の予防や早期発見、早期治療に努めます。幼児健診では、こどもの発達段階に応じた生活リズムや食事などの生活習慣、事故予防や虫歯予防などに関する基礎学習の場として、総合的な健康支援に積極的に取り組みます。また、健診後にこどもの発達を支援し、保護者の育児の悩みに寄り添いながら支援できる体制を、保育所等関係機関と連携して整えます。

3歳児の虫歯への対応については、2歳児歯科健診を実施しブラッシング指導などを行っていますが、虫歯になる要因は歯みがきだけではなく、食生活や生活習慣も大きく関係していることから、乳児期に開催している育児教室の中で基本的な生活習慣を確立できるよう支援し、指標に3歳児健診の虫歯のある子の率を追加して減少を目指します。

これらの事業を「えちぜんっこアプリ」や子育て情報誌等を通じて広報するとともに、妊産婦自身の体調管理や育児に関するアドバイスを掲載するなど、知識の普及に努めます。

*「こども家庭センター」とは

従来の母子保健業務を行う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉業務を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を維持し、母子の健診や各種教室、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談対応、不安やストレス、虐待の防止対策に向けた助言・指導・支援などを一体的に行う機関

子育て世代包括支援センター

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学校における保健教室や地域での多様な機会を捉えて、薬物や喫煙、飲酒、正しい性の知識や性教育、生活習慣について早い段階から一貫した健康教育に取り組みます。こどもが学童期から成人期へと成長する段階において啓発教育を展開し、問題行動の未然防止・早期発見・生活習慣病の発症予防に努めます。

健康保険課

学校においては、「SOSの出し方に関する教育」の実施のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置を適切に行うほか、家庭や関係機関等が連携してこどもが相談しやすい体制づくりや仕組みづくりに取り組んでいきます。地域においては、悩みや不安を抱えるこどもや若者の「自殺の危険を示すサイン」を見逃さないため、自殺対策を支える人材（ゲートキーパー、心のサポーター）の育成を推進していきます。

健康保険課、学校教育課

(3) 小児医療の充実

子育て家庭から期待される小児救急医療体制を維持していきます。「#8000（子ども救急医療電話相談）」の利用促進と適正受診の理解促進のため、関係機関と協力し、リーフレットによる周知を図ります。保育所等においては、「子どもの救急時の対応」の講習会を実施し、こどもの安全を確保する取組を推進します。

子ども未来課、健康保険課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025～2029年度 (令和7～11年度)	関係機関等
拡 充	全ての妊婦、子育て家庭・ こどもに対する支援	妊娠期から子育て期に渡 るまでの切れ目のない支 援の実施（子育て世代包 括支援センター）	継続実施	こども家庭 センター
継 続	マタニティスクールの開 催	年4回開催	継続実施	こども家庭 センター
継 続	育児教室の開催	年4回開催	継続実施	こども家庭 センター
継 続	1歳6か月児健診	126人 受診率 100%	受診率 100%	こども家庭 センター
継 続	2歳児歯科健診	121人 受診率 98.3%	受診率 100%	こども家庭 センター
継 続	3歳児健診	120人 受診率 99.2%	受診率 100%	こども家庭 センター
継 続	3歳児健診で虫歯のある 子の割合	13.3%	10%以下	こども家庭 センター
継 続	5歳児健診	136人受診 受診率 97.8%	受診率 100%	こども家庭 センター

基本施策Ⅱ 子育て支援の充実

(1) 妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型相談支援の充実

こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につ
ながり伴走型支援の充実に努めます。妊娠の届出時には全妊婦と面談を行い、妊娠8か月時には全
妊婦にアンケートを実施し、支援が必要な妊婦にアプローチするとともに、個々に合わせた支援
プランを作成し支援します。また、出産後1か月までの全産婦に連絡し体調等を確認するほか、
生後2か月～4か月に行う乳児家庭全戸訪問事業では乳児だけでなく産婦の体調確認や育児等
の相談に対応し、必要に応じて支援プランを作成し継続的に支援します。今後も妊婦包括相談支
援事業や妊婦のための支援給付事業等を充実させ、妊娠期から子育て期の精神的・経済的負担の
軽減に努めます。

子育て世代包括支援センター

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターにおいて、こどもや子育て中の保護者が、仲間と出会い交流できる場を提供し、子育てについての相談対応、情報の提供、助言等を行います。また、町内の子育て支援センターグループ機関紙「ちょっぼのこ」を年4回発行し、全戸配布及びホームページ掲載により、各支援センターの行事予定を周知します。子育てに関する各種サービス、相談窓口、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等、その他関係情報については、保護者の要望を把握しながら、SNS等の多様な媒体を活用して情報提供を行います。

子ども未来課、子育て世代包括支援センター

地域のこどもの尊さを理解し、地域社会全体において、子育てを大切にする意識が育まれるよう、コミュニティ活動やホームページの活用等により啓発活動を進めます。

地域コミュニティ

(3) 子育てにかかる負担軽減

出生率の低下は、子育てと仕事の両立の困難さや子育ての負担感だけでなく、経済的要因によるところが大きいため、児童手当の支給や子ども医療費助成（町拡充）、保育料の無償化、出産育児祝金の支給（町支援）、育児用品購入費の助成（町支援）により子育て家庭を支援します。また、不妊治療を希望する者には、県の助成を町が更に支援し、不妊治療を受けやすい環境づくりと経済的負担の軽減を図ります。

子ども未来課、子育て世代包括支援センター

こどもの一時預かり、家事支援などを通して育児や家事をサポートし、保護者の負担の緩和を図ります。さらに、病児・病後児保育の充実に向けた検討を行います。

子ども未来課

こども家庭センターでは、子育てに関して誰もが気軽に相談できる体制を整え、育児について不安や悩みを抱える保護者をサポートします。

子育て世代包括支援センター

令和4年度から実施している学校給食費の無償化については、令和6年度に全学期無償化となり、今後も財政状況をみながら取り組んでいきます。

学校給食センター

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025～2029年度 (令和7～11年度)	関係機関等
拡充	すみずみ子育てサポート事業	延べ利用者数 221人	継続実施	子ども未来課
継続	子ども医療費の助成	18歳になる年の年度末まで医療費を助成	継続実施	子ども未来課
拡充	在宅育児応援手当の支給	在宅育児中の0～3歳未満の第2子以降（所得制限あり）	在宅育児中の0～3歳未満の第2子以降	子ども未来課
拡充	保育料の無償化	第2子以降（所得制限あり）無償化	第2子以降完全無償化	子ども未来課

【評価指標】

評価指標	実績値 2023年度 (令和5年度)	目標 2028年度 (令和10年度)	評価データ
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	就学前児童保護者 96.5% 小学校児童保護者 86.3%	就学前児童保護者 100.0% 小学校児童保護者 100.0%	就学前児童保護者用・ 小学校児童保護者用 ニーズ調査

基本施策Ⅲ こどもが学び健やかに成長するための教育の充実

(1) 食育の推進

給食紹介のための日めくり食育カレンダーの作成、食事のマナー指導、食材の皮むき体験を実施するとともに、発達段階に応じた食に関する学習の機会を確保します。未就学児童にはおさかな体験や食育クッキング、小中学生には味覚を学ぶ授業や魚の捌き方教室、地域活動としてソバ打ち体験等を行います。また、野菜の種まきから栽培、収穫、消費に至るまでの体験活動を実施するとともに、感謝の気持ちを育てる指導や家庭での取組方法等についても情報を提供していきます。食を通じた明るい家庭や親子関係、豊かな人間性を育成するため、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を推進します。

農林水産課、学校給食センター

(2) 次代の親の育成

学校では、道徳の授業を要とした教育活動全般における道徳教育を通して、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。また、家庭科の授業では、保育所等と連携を図りながら乳幼児とふれあう機会を持ち、未来を担う次代の親づくりに取り組みます。

学校教育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ての基本となる家庭において、こどもの望ましい基本的な生活習慣づくりが重要であるため、保護者のニーズにあった内容の講習会や講座等を開催し、家庭教育に関する支援をより一層充実します。また、これからの多文化共生社会に対応可能な国際感覚を持つ人材の育成を図るため、「越前町国際交流のつどい」や「異文化理解講座」などの国際理解に向けた取組を積極的に行います。

生涯学習課・国際交流室

人を思いやるやさしい心や豊かな人間性を育むため、家庭や地域と学校が互いに連携を図りながら、地域社会全体でこどもたちを健やかに育てていく活動を推進します。学校においては、地域と連携・協働する体制を維持し、ふるさと学習の中で、越前町固有の自然、歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深める体験活動等の充実を図り、「地域への愛着」や「誇り」、「ふるさとの未来と自らの将来を重ねて思い描く力」を育てていきます。

地域コミュニティ、学校教育課

(4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

非行をはじめとした問題行動を未然に防止し、こどもたちの健全な成長を育む生活環境を確保するため、PTAを中心として、警察や関係団体、地域住民と連携し、協力しあいながら巡回活動や青少年愛護センター活動を推進し、こどもを取り巻く有害環境の浄化に努めます。

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する安全な利用の啓発、フィルタリングの利用促進による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

学校教育課、生涯学習課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025～2029年度 (令和7～11年度)	関係機関等
見直し	国際相互交流	中・高校生の招聘及び派遣 アメリカ、オーストラリア (隔年)	中高生の友好都市等 交流の実施	生涯学習課 各中学校 丹生高校
継続	国際交流のつどい 異文化理解講座	年2回開催	年4回開催	生涯学習課
継続	赤ちゃん抱っこ体験教室等 の乳幼児とのふれあいの場 づくり	全中学校	全中学校	学校教育課 各中学校
継続	家庭教育に関するセミナー の開催	年2回開催 54人参加	年4回開催 200人参加	生涯学習課

基本目標3 子育て世帯等が快適に暮らせるまちづくり

【現況と課題】

こどもや子育て世帯、妊産婦等の全てが安心・快適に日常生活を送ることができるよう、居住空間や道路環境、公園、公共施設等の整備を進めていくことが必要です。また、中高生より、公共交通の充実を望む意見が出されていることから、移動手段の確保に向けた取組が必要になっています。

通学路の安全確保に向けた取組を連携して行うため設置された、越前町通学路安全推進会議を毎年開催し、危険性のある通学路に関する情報を共有しています。同時に、地区の危険箇所を把握する合同点検を実施し、改善のための具体的な方策についても協議し、順次対策を行っています。

ニーズ調査では、天候に左右されず、安全に安心してこどもが遊ぶことができる全天候型の遊び場を希望する意見が複数みられました。こどもや保護者の意見を基に庁内及び計画策定委員会の検討を踏まえて整備する必要があります。

交通安全への取組として、全保育所で年2回、小中学校では年1回、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しています。交通弱者であるこどもたちを交通事故から守るためには、保育所や学校をはじめとして、警察、児童館、関係団体等と連携しながら、総合的な交通事故防止対策を推進していくことが重要です。また、道路交通法の改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。自転車を利用する際のヘルメット着用について啓発していく必要があります。

各学校のPTAが中心となって地域の高齢者や各種団体が通学路の見守り活動を実施しています。学校再編による校区の変更に伴うこどもたちの相互交流の広域化や、地域の開発によりこどもたちが集まる場所も変化することが考えられるため、状況に応じたパトロールルートの設定が必要になっています。また、「子ども110番の家」は更新作業も進んでいない状況です。ニーズ調査の自由意見からは、こどもに安全な環境づくりが求められているため、地域ぐるみの見守り活動や行政・地域・学校が連携した取組が必要です。

【具体的な施策・事業】

基本施策Ⅰ 安心して生活できる環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

公営住宅等を改修する際は、子育て家庭にも配慮した安全で良好な居住空間の整備を進めます。

定住促進課

(2) 安全な道路交通環境の整備

道路や付属施設の適切な維持管理を進めるとともに、事故の危険性の高い通学路については、「越前町通学路交通安全プログラム」に基づき関係機関が連携して、こどもの目線から危険箇所を見つめ直した安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

都市整備課、学校教育課

(3) 子育てを応援する交通手段の確保

公共交通においては、高校生の通学定期購入支援や日常生活での公共交通の利用促進に取り組むことで、移動手段の確保に努めます。

企画振興課

(4) 子育てにやさしい施設環境の整備

子育て支援センターのあり方や機能の充実を検討し、保護者がこどもと気軽に訪れることができる場所でこどもとふれあい、仲間をつくるとともに個別相談の環境を整え、不安や負担の解消や学びにつながる施設づくりを進めます。

子育て世代包括支援センター

(5) 安全・安心なこどもの遊び場の整備

令和8年度中の完成を目指し、越前陶芸村に全てのこどもがいつでも気軽に安心して利用できるインクルーシブな全天候型の遊び場を整備します。都市公園や保育所等においては、こどもたちが安全に利用できるよう、安全点検や老朽箇所の修繕等を行い、適切な維持管理に努めます。

子ども未来課、都市整備課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025～2029年度 (令和7～11年度)	関係機関等
継続	未就学児が日常的に集団で行動する経路の交通安全の確保	全保育所等で実施	全保育所等で実施	子ども未来課 各保育所等
継続	危険箇所地図の作成	全小学校 地図の更新	全小学校 地図の更新	学校教育課 各小学校

基本施策Ⅱ こどもの安全を守るための取組の推進

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、警察や関係団体と連携を図りながら、乳幼児・小学生・中学生の各年齢段階に応じた特色ある参加・体験型の交通安全教室を毎年1回以上開催し、交通ルールや交通マナーを身につけるとともに、日常的に交通安全のための意識を持つよう、啓発に努めます。

子ども未来課、学校教育課

通学や部活動で自転車を利用する新中学1年生に対して、ヘルメットの購入費を補助するとともに、こどもが自転車を利用する際は必ずヘルメットを着用するよう意識啓発に努めます。また、チャイルドシートの使用徹底のため、購入費を補助し、自動車に乗車中の乳幼児の安全を守ります。

防災安全課、子育て世代包括支援センター

(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

こどもが地域で安心して生活できるように、通学路や公園等だけでなく、季節や地域の状況に応じて変化するこどもの遊び場を把握しながら、地域住民による見守り活動を推進します。

こどもたちが犯罪等の被害にあったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」の見直し・更新作業を実施するとともに、こどもたちが設置箇所を容易に把握できるよう努めます。

防災安全課、生涯学習課

町防犯隊による定期的な防犯パトロールのほか、夏休みなどの長期休暇時に合わせて、学校周辺やコンビニなどのこどもが集まる場所を中心に、防犯パトロールを実施します。また、犯罪を抑制するため、通学路や遊び場、こどもへの声かけや街頭犯罪の発生場所などに防犯カメラの整備を行う自治会に対して費用を補助します。

防災安全課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025~2029年度 (令和7~11年度)	関係機関等
継続	チャイルドシート購入補助事業	50件	継続実施	こども家庭センター
継続	子ども110番の家の設置活動	201軒	210軒	防災安全課 生涯学習課

基本目標4 全ての子ども・若者等の自立支援体制づくり

【現況と課題】

本町では、令和元年から令和5年までに合計62件の身体的虐待とネグレクト、心理的虐待に関する相談があります。全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けることのできる体制づくりが必要になっています。

ヤングケアラーは、子ども自身に認識がない場合があり、顕在化ににくいのが問題です。そのため、ヤングケアラーについての啓発や理解促進、実態把握などを行い、適切な支援につなげていく必要があります。

不登校者数は全国、県、越前町ともに年々増加し、令和5年度は過去最多を記録しました。「魅力ある学校づくり」により「明日も学校に来たい」と思える学校を目指した不登校の未然防止のための取組や、学校全体でチームとなって支援する体制づくり、子どものニーズに応じた学びの環境整備のほか、外部機関と連携した不登校の子どもに対する支援が必要です。

子どもの発達面において不安がある保護者に対しては、幼児検診後に言語聴覚士や公認心理士に相談できる場を設けたり、発達を支援するための教室を開催しています。保育所・認定子ども園では、障がい児保育やふれあい保育を実施し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を利用することもできます。就学前より子どもの特性に応じた対応が求められ、就学時においては、小学校へ適切につないでいく必要があります。

放課後や学校休業日においては、放課後等デイサービスの利用により、創作活動や余暇活動の習得など、集団生活への適応に向けた支援を受けることで、保護者も安心して働くことができるようになっていますが、近年、障がいの有無にかかわらず楽しく過ごせる場所として、放課後児童クラブの利用を推進することが求められています。

学校では、児童生徒の発達の段階や適応の状況を踏まえながら、本人や保護者の意向を丁寧に聞き取り、関係機関と連携を図った上で、どの「学びの場」が児童生徒にとって適切かを慎重に判断・決定する必要があります。

障がいへの理解を促進する取組として、保育所や子ども園に対しては、障がいの理解と支援方法等に関する研修会を実施しています。保護者に対しては、家庭において、適切な子育てができるよう、町内の児童発達支援センターと連携していくことが大切です。

定住外国人の子育て世帯は、少数ながら微増傾向です。福祉、保健、医療、教育など様々な分野が協力し、必要に応じて生活や言語等指導などを進める必要があります。

社会情勢の変化に伴って、今後もひとり親家庭等の増加が予測されるため、安心して働き、自立して安定した生活を送ることができるよう支援することが必要です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と子どもの教育の機会均等を図る貧困対策が重要となっています。

【具体的な施策・事業】

基本施策Ⅰ 支援を必要とするこども・若者の心身の健全な育ちへの支援

(1) 児童虐待防止の啓発、ヤングケアラー等支援

こども家庭センターにおいて相談支援体制・専門性を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの問題に適切かつ迅速に対応し、福井県児童相談所や丹南健康福祉センター、町相談支援センター等との連携を強化するとともに、相談員の質の向上を図ります。ヤングケアラーについては、学校などの関係機関と連携して、理解促進や実態把握に努め、支援が必要なこどもに対応していきます。また、児童虐待の通告先や、子育てに関する相談先について、保護者の認知度を高める取組を行い、児童虐待防止の啓発に努めます。

子ども未来課、子育て世代包括支援センター、学校教育課

(2) 不登校のこどもへの支援

不登校の未然防止に向け、こどもたちにとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を適切に行い、学校や家庭、関係機関等が連携してこどもや家庭が気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいきます。

不登校のこどもへの支援として、校内サポートルーム支援員の配置を適切に行い、学校復帰を目指すこどもや、不登校の兆しが見え始めたこどもに対して、校内に教室とは別の安心できる「居場所」づくりと、こどものニーズに応じた学びの場の確保に努めます。また、越前町教育支援センター（はばたき教室）では、不登校のこども一人一人の状態に合わせ、面談や交流活動、学習支援、家庭訪問等に取り組み、こどもの自立支援を行います。さらに、義務教育課程終了後も継続した支援を受けることができるよう、在学中から関係機関が連携し、適切な機関とつながり、卒業後の支援が確保される支援体制づくりに努めます。

子ども未来課、学校教育課

(3) 特別に支援を必要とするこども・若者の支援

特別な支援を要するこどもについては、関係機関と連携しながら、それぞれの発達段階や特性に応じた相談対応と環境整備に努めます。発達障がいに関しては、気軽に相談できる場所として、児童発達支援センターを周知し、家族が適切に子育てできるよう支援します。また、こどもに関わる関係者の知識と技術向上のための研修を実施するとともに、地域住民に対しても、発達障がいへの理解を求める啓発活動を推進します。

幼児健診や保育所・認定こども園においては、早期発見や適切な支援が行われるよう、保育カウンセラーを配置し、ライフステージ（出生～保育～就学～就労）に応じた切れ目のない支援と保健・医療、福祉、教育等が連携した支援の充実を図ります。

子ども未来課、子育て世代包括支援センター、障がい生活課

学校においては、特別支援教育が、障がいの有無やその他個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できるインクルーシブな共生社会形成の基礎となるものであるという認識の下、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学級において、全員が学習活動に参加しているという実感や達成感を持ちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていけるよう、支援の充実を図ります。

児童生徒の個々の特性や、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、一人一人に最適な学びの場を判断・決定するとともに、校内特別支援教育体制を整備し、支援の最適化に向けた話し合いを継続して行います。さらに、個別の指導（支援）計画を活用することにより、一貫した教育支援体制を確立し、学校卒業後も地域社会に主体的に参加できるよう、支援の充実を図ります。

学校教育課

定住外国人のこどもが、保育所や認定こども園、小中学校における生活に困難が生じることのないよう、相談体制を整え、必要に応じて、子育て支援に関する多様な言語による情報提供、日本語の学習支援等を進めます。

子ども未来課、学校教育課

	施策・事業名	現状 2023年度 (令和5年度)	目標 2025～2029年度 (令和7～11年度)	関係機関等
継続	要保護児童対策地域協議会の開催	年1回開催 代表者会議：年1回開催 実務者会議：年6回開催 個別ケース検討会：随時	代表者会議：年1回開催 実務者会議：年4回開催 個別ケース検討会：随時	こども家庭センター
継続	ひとり親家庭等医療費の助成	364人 (町独自で所得要件を緩和)	継続実施	子ども未来課
継続	ひとり親家庭の病児、病後児保育利用料の軽減	実施	継続実施	子ども未来課

基本施策Ⅱ こども・若者や子育て世帯の社会的自立に向けた支援

(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対しては、児童扶養手当の支給や医療費の助成、病児、病後児保育利用料の軽減、公営住宅の優先入居、その他経済上の問題や就業等に対する相談対応や援助を行います。

子ども未来課、定住促進課

(2) 生活困窮家庭の支援

小中学校や保育所等、地域の住民、関係機関が連携し、経済的に支援が必要なこども・若者や子育て家庭の早期発見、早期対応に努めます。経済的な理由にかかわらず、ひとしく教育が受けられ、こどもが健やかに育つ家庭環境を持てるよう課題にあった支援に取り組みます。また、若者や保護者の経済的な事情の背景にある課題への対応として、関係機関と連携し、就労支援や社会的自立に向けた経済的支援、家計改善支援などに取り組みます。

子ども未来課、障がい生活課、学校教育課

かんとしに
なりたい



免カ強をかんば、てまま。



ホッケーをかんばれたい

♡★♡★♡★♡★♡★♡★
はやく赤ちゃ
んがほし。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供について
2. 地域子ども・子育て支援事業の提供について
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第三期越前町子ども・子育て支援事業計画」とし、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供について、量の見込み（現在の利用状況+利用希望）や提供体制の確保方策（確保の内容+実施時期）を示します。

1. 教育・保育の提供について

(1) 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第2項第1号に規定に基づき、教育・保育の提供のための量の見込みと確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を定めます。

本町においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域として「町全域」を教育・保育提供区域の基本とします。

教育・保育施設名	提供区域	設定理由等
・保育所 ・認定こども園	町全域	保護者が区域内においてサービスを選択でき、町としても概ね適正な需要調整が可能であるため

(2) 教育・保育の認定区分

教育・保育の量の見込みは、年齢やニーズに応じた次の認定区分ごとに設定します。

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上で教育希望（※保育の必要な事由に非該当）	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育希望（保育の必要な事由に該当）	保育所、認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育事業
3号認定	満3歳未満で保育希望（保育の必要な事由に該当）	保育所、認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育事業、地域型保育事業

※保育の必要な事由

1	1月において48時間以上の就労をしていること
2	妊娠、出産
3	保護者の疾病、障がい
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動（起業準備を含む）
7	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
10	その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

（子ども・子育て支援法施行規則 第一条の五より）

(3) 教育・保育の取組状況

第二期子ども・子育て支援計画で設定した教育・保育の量の見込みと確保方策について取組状況を整理します。

越前町子ども・子育て会議では、毎年度、進捗の点検・評価を行っています。

単位：人

教育・保育	2020(令和2)年度				2021(令和3)年度			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
量の見込み	37	370	221	87	38	358	221	82
実績	36	390	239	75	46	377	232	61
教育・保育	2022(令和4)年度				2023(令和5)年度			
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)
量の見込み	39	347	211	80	40	349	203	79
実績	60	362	204	65	52	365	193	78
教育・保育	2024(令和6)年度							
	1号	2号	3号 (1・2歳児)	3号 (0歳児)				
量の見込み	40	342	198	77				
実績	-	-	-	-				

【評価と課題】

- 「教育・保育事業の1号・2号・3号(1・2歳児)」は量の見込みを上回る利用実績となっています。
- また、令和3年度及び令和4年度に認定こども園へ移行した施設があったことから、以降の1号認定の利用実績が量の見込みを上回りました。
- いずれの年度においても利用実績は確保量の範囲内にあるため、提供体制は確保できています。
- ◆現在、母親が育児休業の取得後に職場復帰する割合は、73.6%と育児休業後に復職する人が多い傾向となっており、保育サービスを利用し始める子どもの年齢のうち、最もニーズが多い年齢は、「1歳」でした。3歳未満児から保育サービスの利用を必要とする家庭が多いため、ニーズに応じた保育提供体制の確保が課題となっています。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

(4) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

第三期子ども・子育て支援計画の教育・保育の量の見込みと確保方策を設定します。

利用状況とニーズ調査で把握した保護者の利用希望を踏まえた量の見込みと、これに対応する確保の内容を示します。

1号認定

単位：人

量の見込み・確保方策	現状 (10月1日現在)	実施時期				
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	67	70	81	87	84	81
②確保の内容	67	83	97	97	97	97
②-①	0	13	16	10	13	16

※量の見込みは補正

2号認定

単位：人

量の見込み・確保方策		現状 (10月1日現在)	実施時期				
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み (必要利用定員 総数)	教育希望	0	0	0	0	0	0
	上記以外	328	302	290	307	301	289
②確保の内容	保育所	330	263	143	143	143	143
	認定 こども園	138	154	261	263	263	260
	企業主導 型保育	0	0	0	0	0	0
	認可外 保育	8	8	7	8	7	7
②-①		148	123	121	107	112	121

※量の見込みは補正

3号認定

単位：人

量の見込み・確保方策		現状 (10月1日現在)			実施時期		
					2025年度(令和7年度)		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		61	103	105	73	108	114
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	73	111	113	73	107	114
	企業主導型保育 事業	2	0	1	2	0	1
	認可外保育事業	1	1	1	1	1	1
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①		16	9	10	3	0	2

量の見込み・確保方策		実施時期					
		2026年度(令和8年度)			2027年度(令和9年度)		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		71	98	115	71	94	104
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	72	105	113	72	105	111
	企業主導型保育 事業	2	0	1	2	0	1
	認可外保育事業	1	1	1	1	1	1
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①		4	8	0	4	12	9

量の見込み・確保方策		実施時期					
		2028年度(令和10年度)			2029年度(令和11年度)		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		68	94	101	66	90	101
②確保 の内容	保育所・ 認定こども園	72	105	111	72	105	111
	企業主導型保育 事業	2	0	1	2	0	1
	認可外保育事業	1	1	1	1	1	1
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②-①		7	12	12	9	16	12

※量の見込みは補正

《確保方策》

- 越前町内の全保育所・認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育事業、地域型保育事業で対応します。
- 越前町内に、保育の質を確保した上で地域型保育事業等を活用し、多様な施設・事業の中から利用者が選択する仕組みをつくります。

2. 地域子ども・子育て支援事業の提供について

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業の提供のための量の見込みを設定するにあたり、提供区域を定めます。

地域子ども・子育て支援事業については、基本的に「町全域」としますが、放課後児童健全育成事業は朝日地区・宮崎地区・越前地区・織田地区のコミュニティ区を中心に施設・サービスが整備されていることから「コミュニティ区」とします。

	事業名	提供区域	設定理由等
地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	時間外保育事業 (延長保育)	町全域	・教育・保育施設の在籍児童への提供サービスであるため
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	コミュニティ区	・コミュニティ区ごとに1箇所以上実施しているため
	子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	町全域	・町全域を対象に実施しているため
	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	町全域	・町全域を対象に実施しているため
	一時預かり事業	町全域	・需要調整が可能であるため
	病児保育事業	町全域	・事業を実施する施設が限られており、区域を設定することで、事業を実施できない区域が生じるため。
	利用者支援事業 (こども家庭センター)	町全域	・情報提供や相談事業等について、こども家庭センターにおいて町全域を対象に取り組んでいるため
	妊婦健康診査事業	町全域	・妊婦が医療機関等を選択するため
	乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)	町全域	・訪問事業のため区域の設定を必要としないため
	養育支援訪問事業	町全域	・訪問事業のため区域の設定を必要としない
	子育て世帯訪問支援事業	町全域	・訪問事業のため区域の設定を必要としない
	産後ケア事業	町全域	・産婦がサービスや助産所等を選択するため
	妊婦等包括相談支援事業	町全域	・町全域を対象に実施しているため
	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	町全域	・教育・保育施設に在籍しない生後半年から満3歳未満の児童への提供サービスであるため

下記の事業については、既存の事業や地域資源を活用して対応し、今後の状況や必要に応じて事業の実施を検討していきます。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に該当する者に対し、特定教育・保育等を受けた場合における日用品・文具等の購入費用や行事への参加費用の全部又は一部を助成する事業です。

多様な事業者の能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【新】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメント、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【新】親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行う事業です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の取組状況

第二期子ども・子育て支援計画で設定した地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について取組状況を整理します。

教育・保育とともに越前町子ども・子育て会議において、毎年度、進捗の点検・評価を行っています。

単位：人（延べ人数）

時間外保育事業 （延長保育）	2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み	170	165	162	158	155
実績	153	97	166	177	—

単位：人（1日利用人数）

放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
朝日 地区	量の見込み	93	97	100	97	94
	実績	56	52	57	52	—
宮崎 地区	量の見込み	36	37	38	36	37
	実績	14	16	20	23	—
越前 地区	量の見込み	43	49	47	48	50
	実績	18	22	23	27	—
織田 地区	量の見込み	56	61	64	58	55
	実績	53	35	37	28	—

単位：人（延べ人数）

子育て短期支援事業 （ショートステイ等）		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
量の見込み		5	5	5	5	5
実績		28	15	0	1	—

単位：人（延べ人数）

地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
朝日 地区	量の見込み	5,160	5,160	4,884	4,680	4,620
	実績	2,536	2,788	1,509	2,309	—
宮崎 地区	量の見込み	876	828	792	768	732
	実績	548	544	639	1,303	—
越前 地区	量の見込み	1,548	1,440	1,416	1,416	1,344
	実績	224	262	170	450	—
織田 地区	量の見込み	1,644	1,656	1,620	1,572	1,572
	実績	2,586	3,267	2,918	2,993	—

単位：人（延べ人数）

一時預かり事業		2020年度 （令和2年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2023年度 （令和5年度）	2024年度 （令和6年度）
認定こども園における在 園児を対象とした一時預 かり（預かり保育）	量の見込み	9,620	9,880	10,140	10,400	10,400
	実績	436	5,845	5,554	8,214	—
認定こども園における在 園児を対象とした一時預 かり（預かり保育）以外	量の見込み	1,231	1,197	1,155	1,141	1,117
	実績	176	628	462	305	—

単位：人（延べ人数）

病児保育事業	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	204	199	195	190	190
実績	66	109	131	152	—

単位：箇所（実施箇所）

利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

単位：回（延べ回数）

妊婦健康診査	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	1,638	1,582	1,568	1,540	1,540
実績	1,216	1,298	1,212	1,098	—

単位：人（延べ人数）

乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	123	117	113	112	110
実績	98	112	102	103	—

単位：人（延べ人数）

養育支援訪問事業	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	3	3	3	3	3
実績	2	2	1	3	—

単位：人（延べ人数）

要保護児童対策地域協議会	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	20	20	20	20	20
実績	43	45	26	32	—

単位：人（延べ人数）

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	208 (104)	208 (104)	208 (104)	208 (104)	208 (104)
実績	7	12	96	148	—

※（ ）は低学年の量の見込み

【評価と課題】

- 近年の「時間外保育事業」、一部地区の「地域子育て支援拠点事業」、「要保護児童対策地域協議会」は量の見込みを上回る利用実績となっているため、確保方策を見直して対応しています。
- 利用実績が多くなった原因を把握することが必要です。
- 「地域子育て支援拠点事業」は、地域によって利用状況に差があるため、利用する保護者のニーズを把握しながら、活動内容や利用方法について検討することが必要です。
- ◆ニーズ調査の自由意見では、病児保育や病後児保育の充実とともに、保護者の病気や用事、リフレッシュ時に利用できる保育所等や訪問型の一時預かりが望まれています。
- ◆子育て支援センターについては、土・日曜日など利用時間の拡大が求められています。

「◆」は令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果より

(3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

第三期子ども・子育て支援計画の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定します。

利用状況とニーズ調査で把握した保護者の利用希望、実態を踏まえた量の見込みと、これに対応する確保の内容を示します。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携を確保します。

時間外保育事業（延長保育）

保育所や認定こども園を利用するこどもを、通常の利用時間を超えて継続的に預かる必要がある場合に、引き続き保育を実施する事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（実人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	194	187	189	184	178
確保の内容	194	187	189	184	178

《確保方策》

○越前町内の全保育所・認定こども園で対応します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

【朝日地区】

単位：人（実人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	115	104	103	100	101
②確保の内容	125	125	125	125	125
②-①	10	21	22	25	24

【宮崎地区】

単位：人（実人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	33	30	29	30	29
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	7	10	11	10	11

【越前地区】

単位：人（実人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	55	50	48	48	48
②確保の内容	50	50	50	50	50
②-①	▲5	0	2	2	2

【織田地区】

単位：人（実人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	71	66	63	62	61
②確保の内容	80	80	80	80	80
②-①	9	14	17	18	19

※量の見込みは補正

《確保方策》

【朝日地区】：「朝日児童クラブ」と「糸生児童クラブ」で対応します。

【宮崎地区】：「宮崎児童クラブ」で対応します。

【越前地区】：「城崎南児童クラブ」と「越前北部児童クラブ」、「越前中部児童クラブ」で対応します。

【織田地区】：「織田児童クラブ」と「はぎの児童クラブ」で対応します。

○不足している地区については、別途利用可能な場所の活用や人員の配置により対応します。

子育て短期支援事業

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です（概ね6カ月の間、午後5時から午後9時まで）。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	9	9	9	9	9
確保の内容	9	9	9	9	9

※量の見込みは補正

《確保方策》

○越前町内には子育て短期支援事業を提供する施設がないため、福井市・鯖江市等の施設を利用します。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる場を開設し、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供、育児に役立つ講座の開催、サークル活動等を行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

【朝日地区】

単位：人（延べ人数）、箇所

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	2,629	2,502	2,219	2,196	2,174
確保の内容	1	1	1	1	1

【宮崎地区】

単位：人（延べ人数）、箇所

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	1,433	1,372	1,410	1,390	1,390
確保の内容	1	1	1	1	1

【越前地区】

単位：人（延べ人数）、箇所

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	495	495	478	437	388
確保の内容	1	1	1	1	1

【織田地区】

単位：人（延べ人数）、箇所

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	2,724	2,604	2,796	2,700	2,604
確保の内容	2	2	2	2	2

※量の見込みは補正

《確保方策》

○町内の子育て支援センターで対応します。

利用者のニーズを把握し、事業内容の充実を図ります。

一時預かり事業（預かり保育）

預かり保育は、認定こども園に在籍する1号認定の児童について、通常の教育時間以降や長期休業期間中に保育を行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（実・延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	58	66	66	66	66
	9,050	12,000	12,000	12,000	12,000
確保の内容	9,050	12,000	12,000	12,000	12,000

※量の見込みは補正

《確保方策》

○越前町内の認定こども園で対応します。

○認定こども園に在籍する1号認定の児童を対象とする事業であるため、確保可能です。

一時預かり事業（預かり保育以外）

① 一時預かり（在籍児童以外を対象とした保育所・認定こども園での一時預かり）

認定こども園・保育所では、在宅で子育てをする保護者の急な用事や疾病、リフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	640	615	622	607	588
確保の内容	640	615	622	607	588

※量の見込みは補正

《確保方策》

○越前町内の保育所・認定こども園の開所時間中に空き定員を活用して対応します。

②一時預かり（すみずみ子育てサポート事業）

すみずみ子育てサポート事業は、保護者の急な用事や疾病、リフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難になった子育て家庭や妊婦家庭に対し、施設や自宅で一時預かりのサービスを行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	未就学児	150	150	150	150	150
	就学児	3	3	3	3	3
確保の内容	未就学児	150	150	150	150	150
	就学児	3	3	3	3	3

※量の見込みは補正

《確保方策》

○委託契約により、福井市、鯖江市等の施設で実施します。

病児保育事業

病院・保育所において、病気又は病気回復期にあるため、集団保育が困難かつ保護者の事情により自宅保育できない児童を看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項 目		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	病児・病後児対応型	240	230	232	226	219
	体調不良児対応型	275	264	267	260	252
	合計	515	494	499	486	471
確保の内容	病児・病後児対応型	480	480	480	480	480
	体調不良児対応型	690	690	690	690	690
	合計	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170

※量の見込みは補正

《確保方策》

- 病児・病後児対応型は、織田病院及び広域委託契約により福井市、鯖江市等の病児保育施設で実施します。
- 体調不良児対応型は、はぎのこども園で実施します。

利用者支援事業（こども家庭センター）

本町では様々な子育て支援事業が実施されているものの、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的な事業内容がどのようなものかなど、的確な情報を得られにくい状況にあります。そこで、地域における多様な子育て支援事業の情報を一元的に把握し、提供を行うとともに、それら利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：箇所（実施箇所）

項 目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

《確保方策》

- こども家庭センターで対応します。

妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽減し、安心して妊娠・出産ができるよう14回の妊婦一般健診及び子宮頸がん検査・HTLV-1抗体検査・性器クラミジア検査の費用を助成する事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：回（延べ回数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	1,272	1,272	1,212	1,176	1,176
確保の内容	1,484	1,484	1,414	1,372	1,372

《確保方策》

○全ての妊婦を対象に実施します。

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、母体や乳児の健康状態の確認及び必要な指導を行う事業です。同時に、新生児訪問指導として、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行っています。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	110	106	106	101	98
確保の内容	110	106	106	101	98

《確保方策》

○町の保健師等が訪問します。

養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	5	5	5	5	5

《確保方策》

○町の保健師が訪問します。

【新】子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児を支援することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	-	5	5	5	5
確保の内容	-	5	5	5	5

《確保方策》

○委託契約により、町内事業者にて対応します。

【新】産後ケア事業

「産後ケア事業」は、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする事業です。具体的には、出産後1年未満の母子に対し、病院や助産所等又は対象者の居宅において、助産師等が授乳指導等の保健指導や療養に伴う世話、育児に関する指導や相談を行います。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	qq	qq	qq	qq	qq
確保の内容	qq	qq	qq	qq	qq

《確保方策》

○委託契約により、県内の医療機関等で実施します。

【新】妊婦等包括相談支援事業

母子健康手帳交付時に面談を行い、妊娠8か月頃には全妊婦にアンケートを実施し、希望者には面談で相談支援を行う事業です。また、乳児家庭全戸訪問事業で全産婦と面談をします。

取組状況（令和5年度）

利用実績 313回

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：件（延べ届出数）、回（延べ回数）

項目		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	妊娠届出数	110	110	110	110	110
	1組当たりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	330	330	330	330	330
確保量		416	416	416	416	416

《確保方策》

- 町の保健師等が対応します。

【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的として、保護者の就労要件を問わず、生後半年から満3歳未満の児童が月一定時間の利用可能枠の中で保育所・認定こども園を利用できる制度です。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人（延べ人数）

項目		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
0歳児	量の見込み	-	17	17	16	16
	確保の内容	-	17	17	16	16
1歳児	量の見込み	-	10	10	10	10
	確保の内容	-	10	10	10	10
2歳児	量の見込み	-	7	7	7	7
	確保の内容	-	7	7	7	7

《確保方策》

- 令和8年度から新たな給付制度として始まる「乳児等のための支援給付」により実施します。
- 越前町内の保育所・認定こども園の空き定員を活用した余裕活用型により対応します。

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供し、保護者の就労状況やその変化に関わらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設です。本町においては、施設状況等を踏まえながら、保護者が幼児教育又は保育を選択できる環境づくりを推進します。

(2) 保育士や保育教諭の合同研修に対する支援

こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、学校教育・保育の共通理解が図られるよう、町内外の保育士や保育教諭、幼稚園教諭との合同研修や研究活動等を推進します。

(3) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳児期から就学期までの発達の連続性を考慮し、小学校へ円滑に接続できるよう、段階に応じた教育・保育や子育て支援を安定的に提供し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を実施します。また、幼児教育の専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置するほか、教育・保育と地域の子育て支援を運営する者の情報共有と連携により、教育・保育の質の向上と地域の子育て支援の充実を図ります。

(4) 保育所等と小学校等との連携の推進方策

こどもの育ちや発達は、乳児期、幼児期、学童期と連続しており、保育所・認定こども園から小学校へと通う機関が変わっても、成長は続いていくものです。この育ちの連続性を保つために保育所児童保育要録等を活用し、保育所等と小学校間の情報共有を図ります。

こども一人一人が遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるように、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動を充実します。

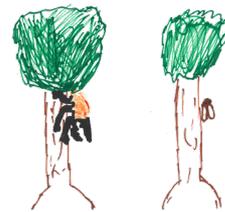
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。また、対象施設の確認や指導監督については、県と連携し、立ち入り調査への同行や情報共有を行いながら進めていきます。

いつも仲よく
してくれて
ありがとう



いろんな生きものがいる越前町にしたいです。



けんこうで「げんきなふくい」
にしたいです。



第6章 計画の推進に向けて

1. 庁内の推進体制
2. 関係機関や地域との連携
3. 計画の進行管理

第6章 計画の推進に向けて

1. 庁内の推進体制

本計画は、全てのこども・若者と子育て家庭を対象とした多分野にわたる支援を総合的に推進する計画です。そのため、庁内の関係部署が連携し、分野横断的に施策を推進する体制の充実を図り、多様化するニーズへの対応について検討していきます。

2. 関係機関や地域との連携

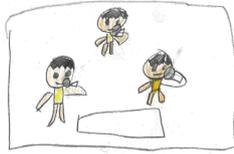
社会全体で子育て支援を推進していくためには、国や県との連携や協働のほか、各種団体や事業者、地域住民への理解を図り、協働していくことが大切です。理解を図る取組として、本計画や子育て支援に関する情報を広報誌やホームページ、子育て支援情報誌、SNSなどを通じて広く周知し、啓発していきます。また、本町の地域福祉の理念に則って、人のつながりを大切にする視点に立ち、こども・若者や子育て家庭を地域で支える意識の醸成に努めます。

3. 計画の進行管理

本計画に基づく施策の推進については、毎年度「越前町子ども・子育て会議」において意見を聴き、計画の実施状況を点検、評価しながら今後の施策への反映に努めます。

こうした推進の仕組みとして、PDCAサイクル「Plan（計画）-Do（実施・実行）-Check（検証・評価）-Action（改善）」を活用し、実効性のある取組の推進を図ります。

ラップで
せかリー
に
なりたい



親友をもっとふゆしたい。



みんながえがおで、
なかよくしたい。



医者にな
りたい



参考資料

1. 策定経緯
2. 越前町子ども・子育て会議条例
3. 委員名簿

1. 策定経緯

年 月 日	協議の内容等
2023年(令和5年) 6月21日	令和5年度第1回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業の取組状況等について ②第三期越前町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた本年度のスケジュールについて
2023年(令和5年) 11月24日	令和5年度第2回 越前町子ども・子育て会議 ①第三期越前町子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について ②第三期越前町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた本年度のスケジュールについて
2023年(令和5年) 12月11日～12月22日	第三期越前町子ども・子育て支援事業計画の策定のための「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
2024年(令和6年) 3月18日	令和5年度第3回 越前町子ども・子育て会議 ①第三期越前町子ども・子育て支援事業計画の策定のための「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果について ②第三期越前町子ども・子育て支援事業計画策定に向けた今後のスケジュールについて
2024年(令和6年) 10月21日	令和6年度第1回 越前町子ども・子育て会議 ①第二期越前町子ども・子育て支援事業の取組状況等について ②こども基本法、こども大綱、こども計画について ③第三期越前町子ども・子育て支援事業計画策定の基本理念について
2025年(令和7年) 1月29日	令和6年度第2回 越前町子ども・子育て会議 ①第三期越前町子ども・子育て支援事業計画から越前町こども計画策定への変更について ②越前町こども計画の基本理念について ③越前町こども計画案について ④越前町こども計画策定に向けた今後のスケジュールについて
2025年(令和7年) 2月25日～3月10日	パブリックコメントの実施
2025年(令和7年) 3月12日	令和6年度第3回 越前町子ども・子育て会議 ①越前町こども計画案について ②越前町こども計画概要版案について ③越前町こども計画策定に向けた今後のスケジュールについて
2025年(令和7年) 3月24日	報告

2. 越前町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、越前町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 町長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 委員名簿

分 類	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	青 井 夕 貴	仁愛大学准教授	会長
//	加 藤 富 美 代	民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
//	山 野 裕 子	丹生郡校長会代表	
事業従事者	松 葉 雪 枝	小曾原保育所長	
//	上 野 順 一 郎	あさがお保育園長	
//	菅 原 量	はぎのこども園長	
//	芝 田 優 子	宮崎子育て支援センター 所長	
町長が必要と認める者	高 田 真 量	越前町保育部会長	副会長
//	松 宮 由 美	こども支援センターえがお 管理者	
//	中 東 裕 介	小曾原保育所保護者	

越前町こども計画

令和7年3月発行

越前町子ども未来課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL : (0778) 34-8725

FAX : (0778) 34-1235

※表紙等には、町内児童館と児童クラブの皆さんの作品を掲載
しています。

